

平成 25 年第 4 回定例会

# 鋸南町議会会議録

平成 25 年 9 月 4 日 開会

平成 25 年 9 月 13 日 閉会

鋸南町議会



## 平成 25 年第 4 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第 1 号	諸収入金督促及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号	鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号	鋸南町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号	平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算（第 2 号）について
議案第 5 号	平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 号	平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 号	平成 25 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
議案第 8 号	平成 24 年度決算認定について 1. 平成 24 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算 2. 平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 3. 平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 4. 平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第 9 号	平成 24 年度決算認定について 1. 平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算 2. 平成 24 年度鋸南町水道事業会計決算
報告第 1 号	平成 24 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
報告第 2 号	平成 24 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）
報告第 3 号	平成 24 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）

## 平成 25 年第 4 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号（9 月 4 日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	10
鈴木辰也君	10
小藤田一幸君	21
緒方猛君	33
三国幸次君	50
黒川大司君	60
散会の宣言	64

第2号（9月5日）

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	66
欠席議員	66
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	66
本会議に職務のため出席した者の職氏名	66
開会の宣言	67
議事日程の報告	67
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第4号の上程、説明	72
議案第5号の上程、説明	76
議案第6号の上程、説明	77
議案第7号の上程、説明	79
議案第8号の上程、説明	80
議案第9号の上程、説明	88
報告第1号の説明	94
報告第2号の説明	95
報告第3号の説明	96
散会の宣言	96

第2号（9月12日）

議事日程 .....	98
本日の会議に付した事件 .....	98
出席議員 .....	98
欠席議員 .....	98
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 .....	99
本会議に職務のため出席した者の職氏名 .....	99
開議の宣言 .....	100
議事日程の報告 .....	100
議案第4号の質疑、討論、採決 .....	100
議案第5号の質疑、討論、採決 .....	101
議案第6号の質疑、討論、採決 .....	101
議案第7号の質疑、討論、採決 .....	102
議案第8号の質疑、討論、採決 .....	103
議案第9号の質疑、討論、採決 .....	109
閉会宣言 .....	111

鋸南町告示第35号

平成25年第4回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年8月30日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成25年9月4日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成25年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成25年9月4日・午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 一般質問〔5名〕
- 4番 鈴木辰也 議員  
2番 小藤田一幸 議員  
3番 緒方 猛 議員  
12番 三国幸次 議員  
6番 黒川 大司 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 渡邊信廣君   | 2番 小藤田一幸君 |
| 3番 緒方 猛君   | 4番 鈴木辰也君  |
| 5番 手塚 節君   | 6番 黒川大司君  |
| 7番 伊藤茂明君   | 9番 笹生正己君  |
| 10番 平島孝一郎君 | 11番 中村 豊君 |
| 12番 三国幸次君  |           |

欠席議員（1名）

- 8番 松岡直行君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 町 長 白石治和君    | 副町長 川名吾一君    |
| 教育長 富永清人君    | 会計管理者 篠原一成君  |
| 総務企画課長 内田正司君 | 税務住民課長 福原傳夫君 |
| 保健福祉課長 渡邊昌廣君 | 地域振興課長 菊間幸一君 |
| 教育課長 前田義夫君   | 水道課長 近江義仁君   |
| 監査委員 川名洋司君   | 総務管理室長 福原規生君 |



本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 増 田 光 俊

書

記 醍 醐 陽 子

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

### ◎開会の宣言

#### ○議長（伊藤茂明）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、平成25年第4回鋸南町議会定例会を開会いたします。

なお、8番 松岡直行君より欠席する旨の連絡を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

配付漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（伊藤茂明）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

4番 鈴木辰也君、5番 手塚節君の両名を指名いたします。

### ◎会期の決定

#### ○議長（伊藤茂明）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件につきましては、去る8月29日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 渡邊信廣君。

〔議会運営委員会委員長 渡邊信廣君 登壇〕

#### ○議会運営委員会委員長（渡邊信廣君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る8月の29日午前10時から議会運営委員会を開き、平成25年第4回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議をいたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から13日までの10日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案9件と、報告3件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、本日は散会したいと思います。

明日5日は、午前10時から会議を開き、議案の審査であります。議案第1号から第3号については、順次上程の上、説明、質疑、討論、採決まで。

議案第4号から議案第9号については、順次上程の上、説明まで。

報告第1号から報告第3号については、説明のみ受け、散会いたしたいと思います。

9月6日から12日までは、議案調査のため休会とし、9月13日は午後2時から会議を開き、議案第4号から議案第9号までの、質疑、討論の後、採決を願いたいと思います。

なお、平成24年度決算の審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されていることを、併せて御報告をさせていただきます。

一般質問についてであります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には鈴木辰也君・小藤田一幸君・緒方猛君・三国幸次君・黒川大司君から通告がなされております。

一般質問の時間は、議会運営委員会で協議した結果、本定例会から答弁時間を含め60分以内とすることといたしました。第1回目の質問時間は15分以内といたします。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

#### ○議長（伊藤茂明）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日から13日までの10日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には5名から通告がなされております。一般質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないことといたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から13日までの10日間と決定いたしました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（伊藤茂明）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会には説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布いたしました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成25年第4回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜り、厚く感謝申し上げます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は9件、報告3件でございますが、それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号は「諸収入金督促及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。平成25年3月30日に公布をされました地方税法の一部改正に伴い、延滞金の利率を引き下げようとするもので、関連する4つの条例を一括改正するものであります。

次に、議案第2号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法の一部を改正する法律及び政・省令の一部が改正されたことに伴い、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し等、鋸南町税条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第3号「鋸南町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、現在ある保田学童保育所及び勝山学童保育所を平成26年4月1日より、鋸南学童保育所に改めようとするものでございます。

次に、議案第4号「平成25年度鋸南町一般会計補正予算・第2号」についてでございますが、補正額は、1億4,162万7,000円の増額補正でございます。

歳出の主な補正を申し上げますと、LGWAN事業、庁舎車庫及びポンプ室改修工事、都市交流施設整備設計委託、観光地魅力アップ整備事業補助金、理科教育備品購入費、小学校閉校記念事業補助金、歴史文化ガイドボランティア育成事業費の他、人件費では給与減額措置及び人事異動等を反映し、総額で2,132万8,000円の減額をするものでございます。

また、財政調整基金積立金7,447万5,000円、過疎地域自立促進特別事業基金積立金275万円など4つの基金へ7,876万4,000円の積み立てをいたします。

次に、歳入につきましては、歳出に充当する特定財源のうち、地域の元気臨時交付金1億7,449万7,000円については、5つの事業に充当するものでございます。

この他、介護保険会計の24年度繰越金の精算による繰入金387万8,000円、寄付金47万8,000円、町債2,171万4,000円、前年度繰越金7,893万3,000円等を計上をいたしました。

その結果、一般財源1億6,288万1,000円が余剰となりましたので、財政調整基金からの繰り入れを減額させていただくことといたしました。

議案第5号は「平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算・第1号について」であります。67万5,000円を増額をし、補正後の総額を、12億4,907万8,000円にしようとするものであります。

今回の補正は、職員異動等による人件費67万5,000円を増額するものでございます。

歳入は、全額が一般会計からの繰出金でございます。

議案第6号「平成25年度鋸南町介護保険特別会計補正予算・第1号について」であります。2,081万8,000円を追加し、補正後の総額を11億2,011万6,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、平成24年度に係る繰越金を精算し、国、県に合計1,013万9,000円を償還、町一般会計に387万9,000円を繰出金として精算し、介護給付費準備基金に720万5,000円を積立てしようとするものでございます。

この他、給与減額により職員給与費40万7,000円を減額するものでございます。

議案第7号は「平成25年度鋸南町水道事業会計補正予算・第2号について」でございます。今回の補正は、収益的支出では、職員給与減額に伴い、職員給与費35万6,000円の減額を予定いたしました。

また、資本的支出では、取水量計機器改修工事費として、48万1,000円を増額を予定するものでございます。

議案第8号は、『平成24年度鋸南町一般会計歳入歳出決算』『平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算』『平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算』及び、『平成24年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算』について、地方自治

法の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第9号は、『平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計決算』及び、『平成24年度鋸南町水道事業会計決算』につきまして、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いをするものでございます。

次に、報告第1号から第3号までは、財政健全化法第3条及び第22条の規定により、健全化判断比率及び企業会計の資金不足比率について、監査委員の意見書を添えて、報告をするものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、会計管理者及び担当課長から説明いたさせますので、よろしく、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、勝山小学校の管理特別教室棟の改築について申し上げます。

町議会、学校関係者、さらには地域の皆様の御協力によりまして、昨年度から進めてまいりました改築工事も、10月上旬をもって完了する運びとなりました。

この後、外構工事等による整備はありますが、引き続き御協力をお願いをいたします。

次に、防災訓練について申し上げます。

10月19日土曜日に「鋸南町総合防災訓練」を実施いたします。

内閣府が公表した、南海トラフを震源とする巨大地震の被害想定で、鋸南町では、5メートルの津波が到達する予測が示されております。これらを踏まえまして、今年度も昨年同様に、全町民を対象に、津波警報時の避難場所への避難訓練を実施することといたします。地域住民の方々を初め、関係者の方々の御協力をいただき、実施をさせていただきたいと思っております。

また、新たな取り組みとして、今年度は各区の代表者2名程度に参集をしていただき、避難所を開設した際にどのような手順で運営をしていくか、課題はあるか等の避難所開設訓練を予定をしております。

次に、海水浴客の入り込み状況について、報告申し上げます。

8月1日から8月18日までの間、町内5カ所の海水浴場を開設をいたしました。暑い天候にも恵まれ、全体の入り込み客数は2万1,665人で、前年比12.2%増の入り込みとなりました。また、開設期間中は幸いにも水難事故の発生はなく終了をいたしました。

夏期の観光につきましては、レジャー形態の変化等で海水浴離れが進んでおりますので、海水浴以外の夏期観光の推進にも目を向け、関係機関とも検討を進め、今後の町活性化につなげたいと思っております。

次に、敬老の日の祝品の配布について申し上げます。

今年も90歳以上の方々270名に対し敬老の日を記念をし、9月11日から心ばかりのお祝品をお届けさせていただきます。今年度100歳を迎えられる4名の方を含め、100歳以

上の方は13名いらっしゃいます。どうぞ健康に留意され、いつまでもお元気で御長寿でありますよう、お祈り申し上げます。

次に、結婚50周年祝賀会の開催について申し上げます。

今年も結婚50周年を迎える御夫婦に対しまして10月2日、すこやかにて祝賀会を開催させていただきます。今年は14組でございますが、三味線の演奏、記念品の贈呈、記念撮影等、粗宴ではありますが、お祝いをさせていただきます。今後とも御夫婦の末永いお幸せをお祈り申し上げます。

教育委員会について、申し上げます。

初めに、文化祭についてでございますが、今年は、11月2日、11月3日の2日間、中央公民館で開催をいたします。日頃、公民館で学習した成果の発表の場として、地域文化・芸術活動を推進をしておりますので、御来場いただきたく思います。

次に、教育の日についてでございますが、毎年、11月の第3土曜日は「鋸南町教育の日」であり、今年は11月16日が教育の日にあたります。

見返り美人絵画コンクールの表彰及び各スポーツ大会等で活躍された選手・生徒の表彰並びに、教育講演を予定しておりますので、御来場いただきたく思います。

次に、2013B&G全国ジュニア水泳競技大会についてであります。8月16日から17日に、東京江東区の辰巳国際水泳場で開催をされました。当町のB&G海洋センターから31名が参加し、内13名が決勝に残り、小学校3・4年女子の部50メートルの平泳ぎで猪帆乃夏さんが優勝するなど活躍をされました。

次に、8月17日から20日に長崎県長崎市で開催された全国高等学校総合体育大会水泳の自由形50メートルで、鋸南町B&Gの選手である館山市の川崎駿選手が優勝をいたしました。

次に、第21回全国中学生空手道選手権大会が、8月16日から18日まで長野県で開催され、勝山会で中学3年生の田村典大君が出場し、3回戦まで進む健闘をされました。

また、9月28日から10月8日に東京都で開催される第68回国民体育大会に空手の部で、鈴木航汰君が出場をいたします。御活躍を期待をしております。

最後に、鋸南町スポーツ祭についてであります。今年のスポーツ祭は、10月26日、10月27日の2日間、海洋センター等を会場として開催をいたします。体育協会を中心としました実行委員会では、様々な競技種目を計画しておりますので、多くの参加をお待ちしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願い申し上げます。

#### ○議長（伊藤茂明）

町長から、提案理由の説明、並びに報告がありました。

報告事項ではありますが、なにか確認したい点がありましたら挙手願います。

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎4番 鈴木辰也君

○議長（伊藤茂明）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、5名から通告がなされておりますので順次質問を許します。

鈴木辰也君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

4番 鈴木辰也君。

〔4番 鈴木辰也君 質問席に着席〕

【ベルが鳴る】

○4番（鈴木辰也君）

それでは一般質問をさせていただきます。

私は、教育施設の再編についてと、町防災についての2点、質問いたします。

まず、教育施設の再編について質問します。

教育施設の再編で、平成26年4月に小学校は、鋸南小学校一つとなり、現在、保田小学校に隣接している鋸南幼稚園は、幼稚園だけになります。幼稚園の安全面等を考えれば小学校に隣接している方がいいと考えます。しかしながら今のところは、幼稚園は今このところで運営していくようです。新しい幼稚園舎ができるまでの安全対策については、詳細を詰めていくとのことでしたが、どのようになっていますでしょうか。

また、現在、保育所敷地内には旧勝山幼稚園施設を利用して、勝山学童保育所を運営しています。今まで何度も質問をしておりますが、この旧勝山幼稚園の園舎は、昭和33年に建設された古い建物です。地震発生時に子どもたちの安全を守れるのか不安があります。26年4月よりこの園舎を使って鋸南学童として学童保育を行っていく考えのようですが、子どもたちの安全を考える、確保することが最優先されるべきだと考えます。そこで、学童保育施設を建設するのか、別の安全な施設で行うのか決めなくてはならないと思います。町はどう考えていますでしょうか。

次に、町防災について質問します。

鋸南町では、高齢化が進み、核家族化の影響など相まって、高齢者の独り暮らし世帯・高齢者二人世帯が増えてきています。特に昼間の時間帯には、女性の社会進出などにより高齢者だけになる傾向も強く、災害弱者対策として防災を見直すことが重要となっています。

町は、どのような対策をこれから講じていくかお伺いします。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君の質問について、町長から答弁を願います。



町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

### ○町長（白石治和君）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁いたします。

1 件目の「教育施設の再編について」お答えいたします。

この件につきましては、本年3月議会の一般質問におきまして、答弁をさせていただきましたが、鋸南町総合計画にありますように、小学校統合後、鋸南保育所敷地に幼稚園スペースを拡充し、保育と幼児教育を一体的に提供する幼保一元化施設の整備を進め、また、学童保育所につきましても、勝山小学校の敷地内に新設をする計画となっております。

御質問の1点目の、「新しい幼稚園舎ができるまでの安全対策」についてでございますが、現在の幼稚園の管理体制は、保田小学校長が園長を、教頭が副園長を兼務をし、運営面や安全対策に対応しているところであります。

来年4月からは、鋸南幼稚園は鋸南小学校と離れた位置となりますが、従来どおり校長・教頭による兼務体制とした場合、小学校と一体的な管理を維持することは難しくなりますので、安全面や緊急事態における対応などについて、早急に整えていかなければならないと思っております。

安全対策であります。前回の一般質問で答弁させていただきましたとおり、近くには給食センターやすこやかがあり、さらには、保田小跡地に都市交流施設の整備も進んでおります。給食センターとはインターホン等の設置による対応、すこやかとは保健衛生面からの協力体制も整えながら、当面の間、対応をしていきたいと考えております。

また、専任の園長など管理責任者のあり方についても、検討を進め、万全を期していきたいと考えております。

2点目の「学童保育所を建設するか、別の安全な施設で行うか」についてでございますが、学童保育所は、現在保田学童保育所と勝山学童保育所の2カ所を公設公営で行っております。

鋸南町総合計画では、小学校統合時に保田学童を廃止をし、勝山小学校敷地内に新たな学童保育所を建設をする計画であります。当面の間、現在の勝山学童保育所を「鋸南学童保育所」として、3教室体制で使用する予定であります。

議員から御指摘の地震発生時の子どもたちの安全対策につきましては、避難訓練を実施するなど災害時の対策を講じているところでありますが、使用をしている旧勝山幼稚園園舎が55年を経過をした建物であることを認識をした上で、教室の点検や必要箇所の補修等に努め、支障がないよう整備をし運営してまいりたいと考えております。

将来的には、鋸南小学校に生ずる余裕教室の使用も考えられますが、施設の安全対策、子どもたちの健全育成を図る上でも、学童保育所の新設に向け、努めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、幼保一元化施設の整備とともに、町総合計画における位置づけもありますので、町全体の事務事業とのバランス、財政事情等を考慮しながら、引き続き検討させていただこうと考えております。

2件目の「町防災について」お答えをいたします。

1点目の「災害弱者対策としてどのような対策を講じていくか」についてであります。現在、鋸南町の高齢化率は40.2%で、これに比例して災害弱者も年々増加傾向にあると思われま。

地震等の災害は突然発生をし、また、その被害は広範囲に及ぶことから、役場や消防といった機関が、全ての現場に対応することは困難であると思われま。救護活動が開始されるまでの間、町民の皆様が自分自身で身を守り、近所の方々と協力して避難や安否確認をしなければならないと考えま。災害時における地域での協力体制を整えるには、プライバシーや本人の意思などを配慮した上で、必要な災害弱者の方々の把握が必要であると考えております。

そのためには、日頃から隣近所や地域の人たちと挨拶をしたり、地域活動に参加をすることで、互いにコミュニケーションを深め、どのような手助けが必要なのかを知っていただくことも大切であろうかと思いま。

また、毎年、各区長さんを通じて提出していただく、組ごとの災害連絡網を活用をしていただき、手助けの必要な方々を隣近所で把握をしていただくことも重要と考えております。町として、互いに協力し、助け合う体制づくりが浸透するよう、PRに努めてまいりま。

町では、今年度も総合防災訓練を10月19日に予定をしております。

昨年同様に津波等に対する避難訓練も実施いたしますので、議員の皆様におかれましても隣近所の皆様に声かけをお願いし、一緒に参加していただけたらありがたいと思いま。

今年度は、新たな試みとして、各区の代表者2名くらいの皆様に参加していただき、机上訓練として避難所を開設したことを想定した「避難所開設訓練」を計画をしております。この訓練は、災害発生時に地域住民の皆様積極的に避難所の運営に関わっていただくことで、地域において共に助け合う、共助の醸成を図りたいと考えております。

訓練の内容は、避難所開設の際の手順を学んでいただくとともに、想定される課題等について話し合っいただくこととしていますが、この中で、災害弱者対策についても課題として取り上げ、地域住民の皆様とともに検討したいと考えております。

また、町民の皆様の防災に対する意識の向上と、災害弱者に対する理解と配慮の必要性を啓発をするため、主な施設等の海拔や非常持ち出し品リスト等を掲載をしたチラシや“災害から命を守る”と題した自助、共助、公助の必要性を解説した啓発資料を全戸配布をさせていただきたいと思いま。

今後も、繰り返しの防災訓練や啓発を行い、町民の皆様に対する、自助、共助の意識

の浸透を図るとともに、そこに町や消防などが担う、公助が一体となり、地域の防災力の向上に努めてまいります。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

**○議長（伊藤茂明）**

鈴木辰也君、再質問ありますか。

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

それでは、幼稚園の安全対策について質問させていただきます。

幼稚園の安全対策を考えた時に防犯・防災、子どもたちの病気怪我等の対応等の対策が考えられます。答弁では今現在具体的な対策は整っていないように私は受け取りました。

3月議会の答弁でもありましたけれども、給食センターとはインターホンで繋いで対応をしていくと。それで、そのインターホンの対応だけでいいのか。緊急、インターホンで話をするような余裕がない時、ボタン一つで緊急事態を知らせるような仕組みとか、そういったことについてどのように考えているのか。また、地域の、幼稚園の周りの地域の方々にもやはり協力をしていただいて、有事の際に災害とかなにか起こった時には、やはり地域の人にも助けていただかなければいけないと思います。そういった場合の地域の人たちにですね、知らせる方法、手段と、町がこれから考えてもらっていかねばいけないんですけれども、今現在どのような考えがあるかお伺いいたします。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、教育課長前田義夫君。

**○教育課長（前田義夫君）**

御質問の中で幼稚園の安全対策、現状として細かく検討しているのかという主旨だと思います。

この件に関しまして、教育委員会としてですね、考えられること、現在考えていることについて、説明をさせていただきたいと思います。

通常時における安全対策ということでは、日常的な子どもたちの健康面の対策というのが1点挙げられます。小学校がなくなるということは、養護教員の先生もいなくなるということでありまして、そうなりますと、子どもの健康はどうかということでございます。

幼稚園の先生方に子どもたちの健康をですね、どう、管理判断していくのかっていうのは非常に難しい、専門的なこともあろうかと思いますが、まずは病院と、鋸南病院があるということで、子どもたちの健康面については、病院を意識して位置づけたいと。

また、近くにすこやかがございます。すこやかには、保健師あるいは看護師が配置されております。比較的近い場所にありますので、連絡を取って、教員の方が連れていくあるいは来ていただけるような状況であればですね、それをもって子どもたちの健康対

策については対応してまいりたいと思っております。

後日常的な防犯面についての考え方でありませけれども、町長の答弁の中にありました、インターホン、給食センターにインターホンを設置をして、すぐ連絡が取れる対応を取らせていただきたいと思いますと思っておりますが、さらにですね、日常的に警察、保田の駐在所さんにですね、定期的なパトロールと言いますか、巡回をお願いしたいなという考え方も持っております。

一番心配になりますのは、緊急時どうなのかということであろうかと思いますが、防犯面、不審者とか、危険人物が来た時にどう対応するのかという危機管理であります、一つ考え方として、インターホンとか、ゆっくり時間をかけてという状況がない場合の対応としては、警報非常ベルのようなものを設置したらどうかということ事務局で考えております。

すなわち、施設の数カ所にただボタンを押すだけで大きなベルを鳴らすという形を取らせていただければ、給食センターにも、あるいは、周辺の地域の方々にも、また、都市交流の施設が実現した時には、そこへの方々へも周知ができるということで、そこで駆けつけてもらいながら、なんとか地域ぐるみですね、幼稚園を見守っていただけるというような期待もしてございます。

その他、すこやかへの体制と、要請、来てもらう、職員の体制。110番、あるいは、これは予算もかかることでもありますけれども、考え方として、緊急通報システムということが考えられるものも、総合的に含めて考えていきたいと思っております。

また、防災の訓練はですね、毎月幼稚園では月1回行っております、4月から11月までは地震対策、それから12月から2月までは火災対策、それから11月に1回でありますけれども不審者対策ということで、子どもたちが遊んでいる時、抜き打ちのような対応をしているようですけれども、避難訓練というようなこともしておりますので、それを徹底してまいりたいと。

ただ、教育課がいつ状況を把握するのかということが実は私どもの検討課題でございます。教育課の職員がすぐに駆け付けられないでどうするんだということでもありますけれども、その辺は特に緊急の場合は現場が優先されますので、いろんな場面を今後想定をしながら、先ほど申し上げましたようなものをですね、詰めさせていただき、形が整った上で定期的な訓練をしてまいりたいと思っております。

できればそれに係る、4月からの体制でありますので、今後補正予算をいただきながらですね、対応施設等の準備をしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、保護者の方々が安心して幼稚園に子どもさんを預けられるというような観点でですね、しっかり施設整備を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

すこやかとの対応も考えているということで、今教育課の方の課長の方から答弁をいただきましたけれども、横の連携ということで、保健福祉課の課の方と、今どのような連携を取っているのか、これから取るのか。今後の対策を保健福祉課長、どうでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、保健福祉課長。

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

現在すこやかの中の職員は18名おります。

その中で保健師が4名、看護師が4名おりますので、教育課と協力・連携を今後図っていきたいと考えております。

具体的にはまだちょっと案はございませんが、そのようなことで。全員が、まあ、それぞれ仕事していますが、全員がいなくなるようなことはございませんので、対応できる職員でなんとか協力していきたいと考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問は。

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

答弁の中にもありましたが、専任の園長・副園長などの管理職の在り方について、これから検討していくと答弁がありました。

今は保田小学校の校長先生・教頭先生がそれぞれ園長・副園長ということで、鋸南幼稚園の方を管理運営していると思っておりますけれども、今後ですね、小学校が鋸南小学校となった場合に、鋸南小学校の校長先生・教頭先生がいままでと同じようにですね、園長・副園長を兼任して、運営していくのか。

それとも、また違う体制を構築していくのか。町としてどのように考えていますでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、教育課長。

**○教育課長（前田義夫君）**

御指摘のとおりですね、この幼稚園の管理、来年の4月からということでありますけれども、今議員さんがおっしゃられたとおりの状況でございます。

教育委員会としましてはいろんな状況がございますが、できれば幼稚園にですね、専任の園長たる立場の方をですね、検討していただければなという考えを持っておりますが、なにぶん資格を有する職だということがありまして、今後いろいろ検討してまいりたいと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問は。

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

やはり有事の際にですね、最終的な決断をするのは責任者の方だと思いますので、しっかりした体制をとっていただきたいと私は思います。

幼稚園のですね、安全対策についてはこれから検討とか考えて進めていっていただくわけですが、今課長の方から補正予算っていう言葉も出てきましたけれども、4月からしっかりとした体制にしていくにはですね、遅くとも私は12月まで、今年中にはいろいろな対策を決めていただいて、示していただいて、それに対するお金がかかるようであればきちんと予算を取っていただいて、しっかりと4月からですね、子どもたちが安全で安心して通えるような幼稚園体制をとっていただきたいと私は思います。

学童保育について質問をさせていただきます。

学童保育の方は当面の間、旧勝山幼稚園を使って学童保育を行っていくとのことです。

3月議会では町長も地震災害等発生した時にはですね、不安があることは否めないという答弁をしています。まず、私は子どもの安全を第一に考えたらですね、計画通りに新しく学童保育所を建設していただくのが一番だと考えておりますけれども、そうでなくてもですね、この園舎が建設後55年経っているということでもありますので、これを使うということであればですね、本来法的には指定はされていませんけれども、耐震診断等ですね、しっかりとした、皆がしっかりと安心、大丈夫だというふうに安心できるようなですね、診断を行って、それで大丈夫ということであれば、使ってやるのは私はいかなと思いますけれども、それによって危険だということがわかればですね、それを使うのか、まあ、補修等をして使っていくということでもありますけれども、そういう耐震診断等ですね、検査を行うつもりがあるのかどうかお伺いします。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、教育課長。

**○教育課長（前田義夫君）**

この勝山幼稚園園舎の一室を一つ増やして、学童にいたします。この施設をきちっと耐震診断をして実施するののかということでございますけれども、基本的にはですね、耐震診断また、法的までやらねばならないところではありませんが、どこまで診断を加える必要があるかという部分もでございます。現状のですね、施設を利用する部屋を中心として、また全般の施設をですね見渡ししながら、基本的には補修対策、補修強度によりましてですね、施設利用をしていこうという考え方を持っておりますので、したがって、根本的な診断までということまではせずとも利用していけるのかと、いけるものだというふうに考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問。

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

このことについてはですね、私は本当に何回も質問してきましたけれども、町としてはまあ、そういった診断をせずに、補修をしてやっていくということの方針で変わりはないのかなというふうに答弁をいただいて思いましたけれども、私は町長の最初の答弁の中にもですね、町の財政状況、事務事業とのバランス等を考えて、検討していくという答弁でした。私はまあ、限りある財政ですから、やはりそれは町の考え方、事業の優先順位をつけてやっていかなければいけないとは思っておりますが、こういう子どもたちの使う園舎、安全対策を考えたら、非常に優先順位っていうのはですね、高くなくてはいけないなというふうに思っておりますので、今一度町長にお伺いしたいんですけれども。計画の中ではですね、図面だけでしたけれども、つくる位置、大体の概算の予算等が載っている資料も以前いただきました。その予算を見ればですね、決して安くはありませんけれども、今の町にとってやれない事業であるかどうかっていうのはですね、決してやれないっていうふうには言えないんじゃないかなというふうに私は思っておりますけれども町長いかがでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、町長白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

確かにですね、鈴木議員がおっしゃるように、これ命は大切なことでありますから。先ほども答弁の中でお話をさせていただきましたが、町の財政事情を勘案をしながらですね、計画を進めていかなければならないと思っておりますので、いずれにしても、事務事業の判断をする中で、これはあの全てに、確かに町が運営をする事業全体がですね、バランスの良い形が望まれるわけでありますので。

また、当初ですね、学童保育についてはですね、学校の空き教室を使ってのというようなスタートの仕方もございますので、多少ですね、様子を見ながら、児童数の推移等もございますので、財政事情もございますので、これは前向きにですね、捉えて、子どもたちの安全を確保していきたいということには変わりはありませんので、そのことはですね、今後も検討をさせていただきたいと思っております。

そしてまた1点はですね、先ほど課長の方から教室を使ってという話でありましたが、その使う方の、使う予定の一教室の屋根がですね、瓦が乗せてございますので、この瓦だけは降ろさせていただいて、屋根部分は簡単に言えば頭の重量を低く、軽くしてですね、地震にもある程度そういう意味では耐えられなければいけませんけれども、多少は危険度は低くなるようなこともあろうかと思っておりますが、その辺のことはですね、整備をさせていただきたいと、そう思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問。

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

子どもたちの安全を考えて授業というものは取り組んでいただきたいと思います。

それでは町の、町防災について質問させていただきますが、今全国瞬時警報システム、通称Jアラートを利用してですね、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムがあります。特に伝達される情報の内ですね、緊急地震速報についてですけれども、今現在鋸南町の設定ではJアラートが放送されるのが震度5弱以上の揺れが推定された時に、この緊急地震速報が流れるようになっております。

館山市・鴨川市も震度5弱以上、そして南房総市が震度4以上の揺れが推定された時に流れるという設定になっているそうです。

この震度4以上、震度5弱以上と設定が分かれているわけですが、鋸南町が震度5弱以上に設定した理由をまずお伺いしたいと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、総務企画課長内田正司君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

地震のですね、震度の基準となります、地震の揺れ等の状況によりまして、震度5以上になりますと、固定していない家具が倒れる危険性がある等、という被害と言いますか、そういう状況になるというようなことでございます。

人体に直接被害が及ぶ可能性が出てくる、震度5以上からを危険と判断し、現在震度5弱以上でJアラートが起動するように設定しているところでございます。

なお、同様の理由で館山市・鴨川市も同様の理由での設定となっていると思われま

**○議長（伊藤茂明）**

再質問は。

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

今朝も9時19分頃ですか、地震があったわけですが、鋸南町は震度3ですか。

鋸南町においてもですね、それぞれの地区によって地盤の岩盤とか、地盤の悪い所によってもですね、揺れの感じ方というのは大分違うとは思いますが、携帯電話各社ありますけれども、緊急地震速報が流れるようになっております。

それで、この携帯電話の方はですね、どのような時に配信されるかっていうのを調べましたら、最大深度が5弱以上と推定した地震の際に強い揺れ、これは震度4以上の地域、揺れが予想、推定される地域の携帯電話に一斉に配信されるというふうになっております。



実際8月8日に流れたわけですけれども、結果的には誤報でありました。ただ、鳴った時にですね、皆さんがどのような行動がとれたか、どのような対策、対応をしたかっていうのはやはり、地震が来るぞっていう知らせが来た時に、いきなり来るんじゃないかってですね、来れば、これから来るんだっていう身構えができるわけですからそういう情報っていうのは、私は町民の人にいち早く伝えることができればいいなというふうに思っております。

それで、携帯電話の各社がですね、なぜそういう配信の設定をしているかはわかりません。だけど、鋸南町で震度5以上でJアラートが流れると、実際携帯電話を持っている人は、高齢者の方は私は持っている人が少ないのかなと思って調べましたら60代の方が一番携帯電話の使用率が高いというデータがインターネットで載っていました。かなり高齢者の方でも持っているんだなと思いましたけれども、携帯電話、そして私は本来であれば、町の防災無線から震度4以上の揺れが推定される時に鳴れば町民の皆さんがですね、携帯電話が通じない、電源が入っていないという、そういうのがなくても防災無線が鳴ればっていうふうに気付いてですね、その時の対策、対応がとれるんじゃないかなというふうに考えて、考えます。

ですから、町の方も変えろじゃなくてですね、もう一度ですね、そういった面からですね、ぜひですね、検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、総務企画課長内田正司君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

議会前の地震のお話がありました。ちょっと私の方では確認はしていないんですけれども、スポットでたまたま結果が鋸南町は3でした。南房総も3ですかね。

Jアラートの場合、地域でですね、例えば千葉の南部の地域で推定震度が3から4ということでありまして、それでJアラートの方は4に設定してある南房総市の方では、その8月8日の件でも、緊急地震速報が流れたということでありまして。

今朝の地震のレベルでJアラートが作動したかどうかはまた後ほどですね、確認はしたいと思っておりますけれども、いずれにしましても議員の方からですね、緊急エリアメールの、携帯での通報が震度4で来るということ。ただうちの方のJアラートの設定が5弱ということで、ちょっと設定のですね基準についてはできれば統一した方がいいのかなっていうようなこともありますので、これらの状況を踏まえた中でですね、検討させていただきたいと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問は。

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

災害弱者っていうのは高齢者だけではなくて、障害者の方、病気の方、乳幼児、旅行

に来ていて、こっちの南房総の地理がわからない方とか、日本語が通じない外国人の方、いろいろありますけれども、鋸南町で特に考えなければいけないのはやっぱり高齢者の、高齢者率が40%を超したということで、やっぱり高齢者の方を対象に考えなければいけないのかなというふうに私は思っております。それで町長の答弁にもあったようにですね、まずは自分の身は自分で守ってもらうということが大前提になると思います。それを踏まえてもですね、やはり町としては、日常的にですね、地域住民に対するそういう防災に対する啓発、またはそういう高齢者の方との日常的な交流や接触をしていただいて、そういった災害弱者と言われる人たちの情報を、把握していただいて、緊急時だけじゃなくて、日常からどういう人がどこにいるっていうのはですね、なかなか個人情報ということで公のところでデータとして出せないところがあるかもしれませんが、地域地域に核となる人もいますので、そういった方がですね、地域の活動に参加をすることによって、どういう方がどこにいるとか、そういった把握をするということが、私はその町が災害に強い町には、それが一番の道だと思っております。

これも活動の一つなんですけれども、竜島地区でラジオ体操を金・土・日、朝7時から極楽寺さんの境内で行って、もう1年以上経つということです。田町もまだ始めたばかりですけれども、水・土の7時半からラジオ体操を行っております。それは目的はですね、その、高齢者の方の居場所づくりとかっていうことが大前提、健康づくりとかっていうのがあるんですけれども、そこに出て来ていただいている方はどうしても高齢者の方が多いです。そうするとそこでも、やはり、災害に、防災のことについてもですね、いろいろと話をできる機会があります。ですから、私は皆さんも役場の職員の方も、町の町民の一人としてですね、今もいろいろな活動に、地域活動には出ていただいているとは思いますが、また、若い人が出る活動の場と、高齢者が出る活動の場とはいろいろと状況が違うと思いますので、積極的に出て行って、この町防災っていうのはある一方から見ただけじゃなくて、いろんな面から見ればいろいろな対応の仕方があると思いますので、ぜひですね、そういった行事に積極的に参加をしていただいて、町の防災に、防災力がですね、上がるようにしていただけたらと思います。

終わります。

#### ○議長（伊藤茂明）

以上で、鈴木辰也君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をします。

再開は11時15分といたします。

…………… 休憩・午前11時05分 ……………

…………… 再開・午前11時15分 ……………

◎一般質問

◎2番 小藤田一幸君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に小藤田一幸君の質問を許します。

2番 小藤田一幸君。

【ベルが鳴る】

○2番（小藤田一幸君）

それでは2点、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、保田小跡地の直売所を中心とした都市交流施設整備事業について。

2点目は、高齢者人口増加に伴う介護施設の対策について。この2点でございます。

それではまず1点目。

2月21日の総務常任委員会協議会で、突然白石町長から「平成28年度までに、約9億9,000万円をかけて保田小跡地に直売所を中心とした都市交流施設を整備する」という提案がありました。立地や地域の諸条件、さらに町の財政力を考えると、準備期間が短く、多額の事業費を投じる都市交流施設の整備計画は、リスクが大きい事業であると考えます。

そこで、2点質問します。

1点目、3月定例議会で、私の一般質問に対して町長から「建物の改修に先駆け、直売所の運営体制の構築、人材育成に向けた取り組みを早期に実施する必要がある」との答弁がありました。現時点での進捗状況はどうか。またリスクを低減するために、今後のスケジュールや事業費を見直し、慎重に事業を進めていくといった考えはないか伺います。

2点目、農業従事者は高齢化が進み、後継者も不足しており、休耕地が増えています。このような状況で都市交流施設を整備しても、肝心の農産物生産量が減少し、直売所への供給体制が維持できないといったリスクも予測されます。農産物生産量の今後の見通しについてはどのように検討しているのか伺います。

続いて、大きい2点目の高齢者人口の増加の問題ですが、鋸南町の高齢化率は40.2%と、ついに40%を超えました。現在、鋸南町には町内にある特別養護老人ホームへの入所希望者が89人います。また、65歳以上の独居老人世帯は全世帯の22%にのぼり、高齢化の現状は非常に厳しいものとなっています。

このように高齢者人口が急速に増加していくとともに、介護施設整備に対する住民の要望が強くなっています。そこで、本町においても地域密着型介護老人福祉施設等の介護施設整備が急務であると思いますが、今後の計画について伺います。

以上2点、答弁をお願いします。

## ○議長（伊藤茂明）

小藤田一幸君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

## ○町長（白石治和君）

小藤田一幸議員の一般質問に答弁をいたします。

まず1件目の「保田小跡地の直売所を中心とした都市交流施設整備事業について」お答えをいたします。

まず、冒頭に申し上げますが、この御質問の中で、私から突然に本事業の提案を行った旨の内容がございましたが、この事業は、平成23年3月に策定をした鋸南町総合計画におきまして、主要事業の一つとして既に掲げており、具体化に向けて取り組んできた事業でございます。

総合計画において取り組むべき主要事業として掲載をした背景には、総合計画の策定にあたり、町民の皆様の御意見を反映するために設置した策定懇談会におきまして、保田小学校跡地を活用をして、“鋸南の農業を変える、新道の駅計画”の提案をいただいたこと、さらには、平成22年度に町政報告会を開催をした中で、廃校後の保田小学校の活用方法をお示しをした結果、地域の皆様から好意的な反応を得たからでございます。

唐突に提案した事業ではありませんので、御理解をいただきたいと存じます。

御質問の1点目、「直売所の運営体制の構築、人材育成に向けた取り組みについて、現時点での進捗状況はどうか。また、リスクを低減するために、今後のスケジュールや事業費を見直しをし、慎重に事業を進めていくといった考えはないか」についてですが、御質問の直売所に関する取り組みにつきましては、町内の生産者などに対し、町職員と業務コンサルが出向いて、町農業の現状や、直売に対する意向などについて、個別に聞き取りを行い、併せて生産者懇談会への参加を要請をしたところでございます。

本年6月から生産者の方々にお集まりいただき、懇談会を開催をさせていただいております。

この懇談会では、直売所の立ち上げに実績のある専門家を招いて、直売所の実態や開設に向けた取り組み手法などについて講話をいただき、併せて、専門家を交えた意見交換を行ったところでございます。

今後は、当初予算に計上をさせていただきました直売所運営体制構築・人材育成委託により、民間に業務を委託をして、実質的な取り組みに移行してまいります。既に、業者を選定するための募集を開始をし、10月初旬には業者選定を終える予定となっております。

この委託業務では、出荷者に関する実態把握や人材育成活動、さらには直売所運営準備のための協議会の設置、運営について、業務を担っていただくこととしております。

次に、スケジュールや事業費を見直しし、慎重に事業を進めていくといった考えはな

いか、についてであります。学校施設から交流施設へ転換する事業の特異性や事業規模などを勘案をいたしますと、慎重な取り組みが求められる事業であることは十分認識をいたしております。

一方で、地場産業や地域活力の減退など、町が抱える課題を踏まえ、大胆かつ迅速な対応が求められているものと考えます。

この事業における大きな目的の一つには、地場産業である農水産業、そして商工観光業の振興を図るため、地域の皆さんの経済活動を支えるための施設を整備することであり、人口の減少や高齢化の進展を抑制するためにも、一定規模の事業投資と早急な取り組みが必要であると思っております。議員が指摘されるスケジュールや事業費の見直しにつきましては、この施設の改修や運営に関わっていただく方々の御意見を伺う中で、判断をさせていただきますが、現時点で、事業スケジュールに関しましては、平成 27 年 1 月から 3 月のオープンを見据え、事業を進行をさせていきたいと思っております。

また、事業費に関しましては、設計業務を進めていく中で、精査をしておりますが、議員の皆様にも御意見を伺いたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

御質問の 2 点目、「農産物生産量の今後の見通しについてはどのように検討しているのか」についてであります。鋸南町の農業につきまして、平成 17 年と平成 22 年の世界農林業センサスの統計結果により比較をいたしますと、販売農家数では、平成 17 年の 426 戸に対し、平成 22 年には 340 戸に減少しております。

農業従事者の平均年齢では、61.4 歳に対し、63 歳と高齢化が進んでおります。65 歳未満の農業従事者数は、563 人に対し 215 人と大幅に減少しております。農業従事者数の減少に相まって、耕作放棄地の面積も、112 ヘクタールから 120 ヘクタールに増加しています。

また、鋸南町の農産品、特産物であります食用菜花の出荷量を J A 安房の調査で見ますと、平成 23 年度では 5 万 4,371 箱に対し、平成 24 年度では 4 万 4,124 箱、前年度比 19% の減少となっております。

J A 安房全体での出荷量の推移を見ますと、平成 23 年度の 18 万 3,924 箱に対し、平成 24 年度では 16 万 1,315 箱で、12% の減少となっております。

J A 安房を通して市場に出荷される食用菜花の出荷量は、年々減少傾向にあり、今後とも減少していくものと推測されます。

一方、新たに直売所が開設されることに伴い、生産者の方々は販売ルートが増え、消費者のニーズに合わせた野菜の生産が進み、品目が増加することや、自らが販売価格を決めることで生産意欲が高まることも想定されます。

元来、鋸南町農業の栽培技術は、終戦後の食糧不足を補うための西洋野菜の導入や、今日の食用菜花の産地ブランドの確立、花卉の施設栽培など、消費者に納得いただける出荷に努めており、栽培技術の高い地域であると認識しております。

特に、食用菜花は、厳しい出荷検査などにより、今日までその産地としての地位を確

立、維持をしております。

先に述べました生産者懇談会の開催に先立ち、町内の直売所を運営されている方や、新たな取り組みに意欲のある生産者、あるいは直売所に出荷をされている生産者に対し、職員が聞き取りを行いました。多くの生産者は、現在の農業経営に不安を感じ、後を継がせることのできない現状を憂いている一方で、新しい野菜の栽培や流通ルートの拡大、体験農業への取り組みなど、将来に向け意欲的に取り組んでおられる生産者の方々も少なくありません。

農業を取り巻く環境が、T P Pなど経済連携への参加に伴い、大きな転換期を迎える今日、生産者の皆さんが行う取り組みを実現し、将来に向け地場産業である農業の安定的な経営を支えていくことも行政の役割であり、販売の拠点や直販ルートの開拓、さらには生産物をより長期的に販売できる加工品の開発を行うことが必要であると感じております。

今回整備する交流施設が、それらの先進的な取り組みの拠点として活用されるよう努めてまいりたいと考えておりますし、商工観光業者の再チャレンジの場として地域の方々にも積極的に参画いただき、多角的に活用いただくことを望んでおります。

町が地場産業を下支えすることで、生産意欲を高め、離農者の抑制、新たな担い手の確保を図り、人口減少、高齢化対策、さらには介護予防対策にも寄与するものと確信をいたしております。

議員におかれましても、将来的な農業経営を見据えた取り組み、さらには商工観光業者を含めた地場産業の活性化に対する事業投資に御賛同いただけますようお願い申し上げます。

2件目の「高齢者人口増加に伴う介護施設の対策について」であります。この御質問につきましては、過去に何度か答弁させていただいております。同様の答弁内容となりますので御了承願いたいと思います。

わが町の高齢化率は、議員の申されますとおり、40%を超えております。高齢化の進む本町におきましては、介護施設の需要は高く、雇用の創出も見込める施設であると認識しております。

高齢者の施設介護の需要が益々高まる現状は否めませんが、施設の運営は民間に委ね、町の果たすべき役割は、介護予防の推進、あるいは施設介護から在宅への支援などを行っていくべきだと考えております。

御質問の「地域密着型の介護老人福祉施設等の介護施設整備が急務であると思うが、今後の計画について」であります。介護老人福祉施設等の介護施設整備をする場合は、3年を1期とする介護保険事業計画に位置付けなければ、整備することはできません。

介護保険事業計画は、平成24年度から平成26年度までの3カ年が、第5期介護保険事業計画となっておりますので、計画に盛り込むとすれば、平成27年度からの次期、第6期の計画になります。

介護保険事業計画は、各サービスの見込み量から介護保険料が算定されます。

昨年9月の定例議会におきまして、議員から「地域密着型介護老人福祉施設を建設した場合の介護保険料はいくらになるか」の御質問に対し、8.3%程度上乘せになるとお答えをさせていただきました。

このように、施設サービス費は介護保険料に大きく影響いたします。

現在、町としての計画、また、事業者からの要望はありませんが、要介護者の動向、また、介護保険料の動向などを総合的に判断し、慎重に次期計画を立てていこうと考えております。

以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。

### ○議長（伊藤茂明）

小藤田一幸君、再質問ありますか。

はい、小藤田一幸君。

### ○2番（小藤田一幸君）

まず最初に私が突然直売所の質問をしたと、町長が突然事業の提案を行ったということでもって今答えてもらいました。ちょっと意味が違うんで。

最初にその事実を確認したいと思います。

私は議員になってから3年目です。

最初の23年度の9月の一般質問で直売所の質問をさせていただきました。それは、鋸南の道の駅の売上高が2,700万、富楽里と比べると15分の1です。あまりにも少なすぎるんじゃないか。勝山のいろんな人に聞いても皆富楽里の方へ買いに行きます。これではもう富の流出です。で、原因はなにかと言うと、やはり一番の原因は直売所の狭さですね。たった10坪くらいしかありません。これじゃあ品物を持って行っても並べる場所がないんですよ。これじゃあいろんな品目を並べなければいけない直売所が品物が並べられないっていうのは、これはもう、決定的なあれですので、まあ、近くにある四分団が使えないかということで質問をしたわけです。

もう一つは枇杷の話をしました。

23年度、JAの鋸南がですね、4L、一番大きい枇杷の売値が1,294円なんです。これは枇杷倶楽部や富楽里では3,500円で売られているやつ。それをJAを経由すると1,294円にしか、これは平均ですがね。あまりにも低すぎる。これじゃあやはり直売所をつくる必要があるんじゃないか。そういう質問をしました。答えは、保田小につくる計画がある、そういうあれでした。だからもう、最初の段階で私は保田小のことについては知っていました。

続いて12月に継続で質問をさせていただきました。

それは保田小のどこにつくるんだと。それから高速バス停のことについても質問をしました。その時の答えがですね、まだその2つについては、まだ話し合っていないということだったんですね。その時に高速バスのこともちらっと付け足してもらいました。こ

これは17年の4月にですね、高速バスの会社から、高速道路を下へ降りる、そういう設定では安全性と速達性では降りるそういうあれは不可能だという。これは町にそういう回答が来ております。だから100%これは無理なんです。で、付け足してもらいますと、もう今富津市がですね、今何便かの内、竹岡のインターから下へ降りて回る高速バスがありますね。富津市が4車線ができるとどっかに高速バスが停まれるような、そういう駐車場をつくる計画がもう進んでおります。したがって、それができるともう200%それは、高速バスが下りるということは不可能になるわけです。

24年度はですね、私はこれはあの、埋め立ての問題が非常に問題になりまして、6月の議会では佐久間ダムの桜と佐久間川の埋め立て、堆積土の質問をさせてもらって、本当は12月に24年度の12月にね、汚染土の埋め立て問題、質問させてもらったんですが、もう一つ考えていたんです。その、町長がどういう、考えでもって、コンサルタントに直売所の計画を依頼したのかということ、考えていたんですけれども、残念ながら埋め立てのあれでもって50分経っちゃったんでね、質問ができなかったんです。

そして今年の3月にそのことを私は質問をさせてもらいました。

で、御存知のようにこれは南房総のランドマークになるような、そういう施設をつくりたい。4つ答えましたよね。えーいろいろ挙げてあれだ、町は直接直売所はやらないんだよ、建物だけだよ。3つ目は、ああ逆でしたね。2つ目が、えー町民たちがね、利益になるような、あるいは高齢者が利益になるようなそういう施設をつくりたいんだ。そしてもう1つは人口の問題ですね。まあそういう4つのことを答弁して、それがですね、我々議員もそうですけれども、町民は全然知らないわけですよ。ところが今年の2月21日に突然9.9億で、バンっときたわけですよ。で、町の予算が5.8億だというね。だから私は突然という言葉を使ったんです。コンサルタントが全然なにを話しているのかまったく情報が入ってこない。町長はどうやってその直売所を考えているのか。そういう情報も入ってこない。そこに急にね、バンっとね、予算が来たんで、そういう言葉を使わせていただきました。

これは了解していただきたいと思います。

で、時間が後35分しかないんで、ちょっと簡単に話を、私の意見を言わせていただきます。

最初の段階で立地や地域の諸条件、さらに町の財政力を考えると、ちょっと早いテンポじゃないか。もう少しゆっくりやった方がいいんじゃないかと、そういうことを書きましたので、ちょっと簡単に。

まず、立地ですけれども、3月のあれで、もう言いましたようにね。長狭街道は交通量が少ないんですよ。2,000台なんですよ。ところが、国道は1万台ですよ。これはもうね、どんな商売をやるにしても、前を通る人がどのくらい通るかによって商売が違って来るわけです。ましてや直売所の場合はね、車で左右されますから、5分の1しか通らない所につくって、まあ、どうなのかということの説明しました。それにね、対して



町長は、まあそれだけ多く通らせるんだという言い方をしていましたけれどね。

それからあの、国道から遠いんですね、やっぱりね、700メートルくらいありますね。やっぱり国道から、直売所はこっちよ、直売所だよって言うのもちょっと遠いんじゃないかと思います。

和田辺りがたった家1軒途中にあるだけでも、ちょっとあの和田辺りも影響力はあるんじゃないかと私はとらえましたね。

それから地域の諸条件ですけれども、残念ながらあの保田小っていうのは、この前議員だとか、職員あるいはコンサルタントと一緒に「どまんなか たぬま」を見に行きましたけれども、やっぱり位置が大事なんですよ。真ん中じゃなきゃだめなんですよ。ちょっと保田小はね、勝山とか佐久間の人にとっては遠いんですよ。まして交通弱者の人たちはね、赤バス青バスね、やって、「おどや」で買い物をしてまた向こうに行くっていうのはね、相当な時間がかかりますね。

それから後、3つの直売所が既に保田の中に、鋸南町じゃなくて保田の中にあるんですね。保田小のすぐ隣には旅の駅っていうんですか、直売所がありますね。それから「ばんや」の中にあります。結構売れています。それから鋸南の道の駅の中にもあるわけで、既に3つあるんですよ。そこに4つ目が出てどれだけの収益を上げられるかということで、ちょっと私は疑問に思っただけなんです。

それから、町の財政が結構厳しいですね。あの、財政力指数なんか見ますと、私も得意な分野じゃないんですけどもね。22年度が0.32あったのが、0.3を切ってますね。0.29ですか。この24年度の決算カードを見ますとね。それから経常収支比率が22年度が85、つまり100ある財政の中で85は既に人件費だとかそういうものでね、自由に使えるのは15%だよと。ところが24年度になると87.9になっているわけです。去年から比べると2.1ね、上がっているんですね。もし2.1、来年になるとこれもう90%になるんですね。1割しか使えないんですよ。町の予算のね、収入の中で。

これからもっともっとこれは上がる可能性があると思います。

これだけ直売所をつくってね、何億だか、4億だ5億だ、知りませんがね、お金が出ることになればね。あの、後は30分。

でまあ、そういうことでもってまず1点目の質問をさせていただきたいと思います。

えっと、こういうことは町長答えてはいますが、既に業者を選定するための募集を開始し、10月初旬には業者選定を終える予定となっております。この委託業務では出荷者に関する実態把握や、人材育成活動、さらにまあ、直売所運営準備のための協議会の設置、運営について、業務を担っていただくこととしています。

つまりこれ、業者を決めてからその業者に委託をするんですね。既に選定するための募集を開始しているって書いてありますので、これ、ちょっと質問をさせていただいたんですけども、どの程度決まっているか、どういう業者なのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、総務企画課長内田正司君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

業者の選定を、どのような業者と、プロポーザル方式でやりますので、その要項を定めております。その中にですね、直売所の業務に関する委託内容を列記してございますので、それらをこちらのですね、求めるものに対しての提案をいただいて、それで業者を決めていくということで、現在のところ特定の業者をですね、想定した契約を結ぶという段階ではございません。

そのプロポーザルをですね、9月30日に応募者のプロポーザルの審査を月末に行いまして、その結果をもって、10月初旬にはその委託業者を決定をしていきたいということでございます。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

小藤田一幸君。

**○2番（小藤田一幸君）**

既に何社か、手は挙がっているんですか。

ゼロですか。その辺は教えてください。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、総務企画課長内田正司君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

ちょっとまだ募集を始めたばかりで、応募の具体的な提案については、ちょっとまだないと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

小藤田一幸君。

**○2番（小藤田一幸君）**

8月の23日でしたね、全員協議会があったのは。そこで議員の1人が誰がやるのか、どういう組織をつくるのか、それが大事じゃないかという言い方をした方がおりますけど。私はこの直売所っていうのはね、私もつい考えちゃうんですよ。一体なんのためにこれつくるのか。誰のための利益なのかね。やはりこれは当然、誰がやるのかっていうのが決まらないと、また、ねえ、誰が構成員なのか決まらないと全然変わっちゃうんですね、組織がね、目的が変わっちゃうんですよ。だからこれが一番大事なんですよ。

なんか今話を聞くと、なんか委託業者というか、ねえ、そういう業者をこれからやるんだというね、そういう意見でしたけれども。もし業者を入れた時にはたして、地域住民のために100%なるのか。それが非常に私は疑問なんですよ。この前はね、あそこの「どまんなか たぬま」と八王子に行きましたけれども、今南房総市8つの直売所がありま

す。直売所を見学した時にどうも見た顔の人がいたんで後から調べてみたら、青木隆夫さんって言ってね、私が議員になった時の7月に和田が直売所を開くにあたってある公民館で百何十名ですかね、沢山の農家の人たちが来ていまして、その前で話をしていた人なんです。なんか見たことあるなと思ったら。多分これから鋸南町もその人の指導を受けると思うんですけれどもね。それに沿って私もこれから質問をさせてもらおうんですけれども、で、具体的に南房総にはあの八王子を、指定業者になった、あの高速道路の公団のあの業者がもう丸山に入っているんですよ。皆さん見ましたでしょうか。どういうふうになっているか。業者ですからね、品揃えはすごいですね、まったく八王子と同じですよ。全然垢ぬけていますね。悪いけど、やっぱり直売所というイメージが違いますね。八王子の方はあれは、ね、指定管理者の下に農協がありましたから、農協がやっていたからね、それでも違うんですけれども、まだ鋸南町の場合はそういう組織ができていないんですよ。何人かにあたっているみたいだけど。しかも、3つ直売所があるわけですから、お互いに今度は中で競争しなければいけない。そういう実態をですね、あれしないで、まだ管理者がね、業者が決まらないというあれですけれども、もし決まらなかったらこれ、大変なことになりますんでね。えーしかも、業者とできるだけ地域農民のためになるような、そういう交渉をしていただければと思います。

ちょっと遅いですね。

で、それでは。

**○議長（伊藤茂明）**

町長白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

小藤田議員さんの御質問がですね、よく私には理解できないわけでありましてけれども、小藤田議員さんは施設全体の管理の業者の方をおっしゃっているのか。例えば直売施設をどう運営していくか、そしてまた、直売施設の構成員をどうしようかというような形の御相談をするための業者と言いますか、コンサルという位置付けのことか。どこを指してですね、御質問しているかっていうのが私にはちょっと理解できないんでありますけれども。

我々今御提案させていただいているのは、あの施設の中の直売の部分だけをどうですね、どう、これから運営をしていったら良いかという部分でのこの御相談ができる、業者さんをですね、探しているわけでありまして、施設全体のことを指しているわけではございませんので、その辺あの、御理解をさせていただいての御質問をいただければと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、小藤田一幸君。

それとですね、あの、えーかなり説明が長くなっていますので、簡単明瞭に質問をお願いしたいと思います。

## ○2番（小藤田一幸君）

やっぱり業者は業者のね、立場で一番売れる施設っていうのはあると思うんで、あの、いろんな考え方があると思うんでね。やっぱり業者も入れて設計をしていかないとちょっとまずいんじゃないかなと思いましたので、そういう質問をさせてもらいました。

あの、シェイクスピア、あの、ローズマリーのあそこなんかは、シェイクスピアの建物がある。その前にですね、まったく違う直売所をつくっていますね。それが指定業者ですよ。儲かんないやいけないですからね。あの建物、イギリスの建物の外にどーんというね。そういうあれです。

で、まあ青木さん曰く、心地良いね、空間、そういう演出っていう言い方をしていますけれどもね、総論は良いんですよ、直売所をつくるっていうのは。各論が問題になってくるんですよ。

まあ、やめますか。

あの、ねえ、あの、職員室のところにつくる。全部あれしたって、あれでしょ、100坪でしょ。もっと大きいんですよ、それで上をボンと開けてやるんです。規模が違うんですよ。だったらもっとね、体育館使えば、200坪ありますからね、体育館でやった方がよっぽど空間がよくなるわけですね。まあそんなことを、各論言ってもしょうがないですから。

えー2番目にいきたいと思います。

後22分ですか。

それから農産物生産量の今後の見通しなんですがね、ここに世界農林業センサスっていうのを使っていますけれども、どうも私はこの、このセンサスっていうのが納得できないんですよ。つまり3月の野菜だけで7.2億の生産力があるって書いてありましたね。JA鋸南で野菜だけは3.6億なんですよ、売上が、半分しかないんですよ。だからどうやってこれをとったのか。JA、JAか、JAあの、鋸南で全部の売上が4.3億ですよ。前にも言いましたけれどもね。富楽里は4.1億なんですよ。だからこういう数字がね、どういうふうにやって出てくるのか。この農林業センサスっていうのは。

ここに書いてあるように平均年齢が22年の段階で63歳ですから、今はちょうど66歳になってますね。我々の世代ですよ。だけど、私も農業問題についてはね、興味があって、いろいろな資料を持っているんですけども、これ毎日新聞にこういうのがあります。日本の農業はどうなっているの。これは「なるほドリ」っていう、これは子どもたちに書いたあれですね。

安部晋三首相が農業を成長産業にするとやっているけれども、農業の現状はということでもって、まあ、いろいろありましてね、農家の数も減っているのかなっていう形で、答えがですね、答えるあれで、日本の農業は昭和一桁世代が支えてきましたが、後継者不足が深刻です。農業就業人口は12年は2,500万人で、この5年で2割も減りました。次が問題なんです。担い手は65歳以上が6割を占め、平均年齢は66歳ですと。これは

新聞ですから間違いはないと思うんですけどもね。66歳、全国平均が66歳です。ましては2030年に3分の1が65歳以上になる。全国はね。ところがもう、22年の段階で38%か9%でしたよね、鋸南の場合はずっと進んでいるんですよ高齢化が、今40%ですけども。私なんか、竜島で農家やって、作業は年2回あるんですけども、どう見てもこれ70歳以上ですよ平均年齢は。66歳なんて、私の年代が中間だなんて考えられないです。で、この農林業センサスちょっと見てみたらね、5年毎に区切ってあるんですけどもね。15歳から19歳、これが6人って書いてあるんですよ。鋸南町でいますかこれ、15歳から19歳、6人も。

で、85歳以上が20人になっているんですよ。だからこれはもう、農業できないですよ。だからそういうふうにしてこのセンサスの解釈をどうするのかっていうことですね。だから70歳以上だともう、大体働ける歳っていうのは75かなあ。うちの方のね、農家の人たち見ていると、一生懸命できるのは。そう考えてね、はたしてこんな高いあれを、支出をしてやれるのかという問題で、それから今、菜花の話が出ていましたけれどもね。農業のね、鋸南の農業の特色は1位が菜花なんですよ。2位がシシトウなんですよ。菜花っていうのは9月・10月に種を撒いて、2月まで毎日花が、穂が出ると、つぼみが出ると毎日摘まなければいけないんです。私も1年間やりましたけれどもね。まったくなんにもできないですよ。そうしないと花が咲いちゃうから。毎日毎日採って、昼間採って、夜は詰める仕事。だから、ちょっとね、直売所の農作物と言ってもね、ちょっとね、すぐにはつくれないんじゃないかと心配はしているんです。夏はシシトウですから、2位がシシトウですよ。JAの鋸南は。はい。まあそんなことでもって。

後18分ですか。

それから2件目の高齢者人口、この介護施設の方に入りたいと思います。

これは3月もやったんですけども、高齢者の施設介護の需要がますます高まる現状は否めませんが、施設の運営は民間に委ね、町の果たすべき役割は介護予防の推進あるいは施設介護から在宅への支援などを行っていくべきであると。ね、施設介護から在宅へ、介護予防の推進。えーっとまあ、いろいろデータはあると思うんですがね、独居老人の数、去年前田課長さんに出してもらいましたけれども、去年が790人、独居老人が、65歳以上。

**○議長（伊藤茂明）**

小藤田議員。

1件目の質問についてはこれでもうよろしいのでしょうか。

**○2番（小藤田一幸君）**

いいです。

いいですか、時間が。

**○議長（伊藤茂明）**

特に回答とか、そういうものは、答弁は必要ないですか。

## ○2番（小藤田一幸君）

はい。

この問題はね、えー変えるというあれがない限りちょっと無理でしょうから、私の意見だけ言わせていただきます。

えーっと、790人で今年はですね、資料を見たら、840人なんですね。つまり50人増えているんですよ。去年の4月1日から今年の4月1日まで。このまま進んでいったらこれ、1,000人は超えちゃいますよ。世帯数が3,700ですから、世帯数は多少変動があるんでしょうけれども。今5軒に1軒独居老人が。ね、後何年かするともう当然これは高齢者が半分になって、3軒に1軒が独居老人になってしまうわけですね。

そうした中でね、いくら民間に委ねるって言ったって、90・100になってね、例えば認知症になった場合ね、この前新聞に出ていたんでね、認知症は65歳以上の年寄りのね、15%になるって言うんですよ。認知症になる。予備を含めると4人に1人なんですよ。だからもう1,000人になったら、独居老人が1,000人になって、25%って言ったら二百何人でしょ。250人。それで施設がなかったらね、これは大変なことですよ。そういう認識をね、持っていて、やっぱりこれ、介護の問題は大事な問題です。鋸南町を背負ってきた人たちですからね。それは歳をとったら介護保険を払っていながらね、社会保険制度の中でもって、入る施設がないなんて言ったら、これは一体なんのための介護保険を払っているのかね、わからなくなっちゃいますから。

現在あの、鋸南町はちなみに介護保険料の値段が一番安いんですね。かつては一番高かった。一番安いんですよ。いろいろね、高齢者の施設をつくれば高くなりますから。他の地域では、皆施設をつくったんで高くなっている。

やっぱりこういう問題は、皆歳をとるわけですからね、えーやっぱりこれ、町としてね、行政はこれ、考えていってやないと。ましてはこういうね、鋸南町独特の体制があるわけですから。えーちょっと自分の意見であれが、まあ、はい、じゃあ14分前ですけども、終わります。

以上です。

## ○議長（伊藤茂明）

答弁とか必要ないですか。

## ○2番（小藤田一幸君）

ああ答弁、じゃあすいませんじゃあ答弁。

## ○議長（伊藤茂明）

具体的な質問事項が出ていませんのでいいですか。

はい、以上で、小藤田一幸君の質問を終了します。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

…………… 休憩・午前 12 時 01 分 ……………  
…………… 再開・午後 1 時 30 分 ……………

◎一般質問

◎3 番 緒方猛君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

緒方猛君の質問を許します。

なお、緒方猛君より資料配布の求めがありましたので、これを許可いたしました。

3 番 緒方猛君。

【ベルが鳴る】

○3 番（緒方猛君）

よろしく申し上げます。

今日は私はですね、集中豪雨災害の危険予知とインフラ整備の実態についてという件でお尋ねをしたいと思います。

御案内のとおりですね、去年は集中豪雨がですね、これは時間当たり降水量がですね、5 ミリ、50 ミリ以上あるいはですね、日当たり降水量が 200 から 400 ミリ以上観測されたという場合にですね、集中豪雨という言い方をしているという具合に、承知をしております。

で、去年はですね、過去 29 年間で最大の回数になったという具合に報道されています。確かに御案内だと思うんですが、集中豪雨がいたるところでですね、水害があったり、土砂の崩壊があったりしておりますので、そういうことになっているんだと思います。それでこの質問書をですね、書く段階では、今年そこ、3 行目なんですけど、今年も同様の現象がですね、この質問書を書く段階では特に中国地方から東北地方までが多かったということがメディアで放送されていました。しかし、その後ですね、これを書き終わって 8 月の後半になってからはですね、その後九州や北海道でも昨年以上いたるところでですね、毎日のように甚大な災害が、水害が、あるいは土石流災害が発生しているという具合に伝えておられるところについては、御案内のとおりだという具合に思います。

そこでその傾向はですね、気象現象の変更もあるのかですね、近年一層顕著になっているという具合に私は感じています。大方の人がそう思っているんじゃないかなと、ここは熱帯っていうよりも亜熱帯の気候にですね、なりつつあるなという具合の感じすら持っております。

特にですね、あまり裏日本だとか、北海道・九州だって言うとピンときませんが、この夏はですね、東京 23 区内でも時間雨量 93 ミリまたは 100 ミリ以上の観測が、私が知

る限りでも2回メディアで放送されています。

よくここら辺りですね、老人会等で話が出るんですが、そうは言っても房州は大丈夫だよ。房州ですね、この種の自然災害が少ないと言う方もいますが、それはそうであったら非常にありがたいことなんですけれども、自然は所構わずで、他山の石としないということだろうと思います。

ちょっとした偏西風の流れ方、あるいは低気圧高気圧の位置の違いでどこにでも発生するということですから、やっぱし、危険予知の考え方からいったら安全だとか、安心の点から言ったらですね、日本の各地で起きていることの実態がわが鋸南町でも起きうるということを危険予知しながら手を打っていくということが大切なことではないかという具合に思っています。

そこで伺います。3点伺います。

1つ目、鋸南町の豪雨による各河川氾濫に至る予測雨量はどの様に推計されているんですか。いろいろ川があります。氾濫するという予測がされているのは、どのような推計から推計値が出ているんでしょうかと。これには括弧して、これにはですね、河川の堆積土砂との関係が大変ありますということは当然のことです。そこに1メートルたまっておればですね、仮に2メートルあっても1メートルの深さの水しか流れないということにもなりますから、同時に堆積土砂との因果関係を調べながらですね、流れていく量が、排水量がどのくらいであるかということも考えて、河川の氾濫がどういう状態の時にどういう心配が起きるのかどうかということがどう推計されているのかということのお尋ねが1点目です。

それから2点目、河川氾濫の中でですね、特に人、住宅が影響を受けると想定され、いわゆる危険予知がされてる所はどんな所があるんですかと。まずは田んぼだとか畑だということもあります。これも確かに財産です。だけど、人・住宅がですね、最優先だろうと私は思います。人命の尊重ということを考えるとですね。そういうところが氾濫をした場合に、どういうところがその対象範囲にあるのかということ、町はどのように考えているんですかということが2つ目です。

それから、3つ目、今言いました2つ目の箇所ですね、災害防止のためにどのようなインフラ整備のですね取り組みをされているんでしょうかと。危険だと思ったら、残念ながら護岸をつくるかですね、そういうことをやらざるを得ないと思うんです。で、護岸ができたからと言って、そう安心できるものではないと私は思うんですけれども、取りあえず手を打てるのは護岸くらいかなということから3番目の質問をさせていただくことにしました。

以上、1回目の質問を終わりますので、御回答いただきたいと思います。

#### ○議長（伊藤茂明）

緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。



〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

緒方猛議員の一般質問に答弁をいたします。

御質問の1点目の、「鋸南町の豪雨による各河川氾濫に至る予測雨量はどの様に推計されているのか」についてでございますが、洪水予測は、水防法により、洪水予報河川、または、水位周知河川に指定された河川について、特別警戒水位といった河川水位を定め、河川の水位がこれに到達した場合に、水防活動や避難勧告を行う基準となっております。

千葉県が管理する河川については、洪水予報河川はなく、水位周知河川は22の河川が指定をされています。

水位周知河川は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定すると規定されており、安房管内では、平久里川と加茂川が水位周知河川となっております。

水位周知河川では、水防法のもと特別警戒水位と浸水想定区域を検討し、指定することとなっておりますが、鋸南町の保田川・佐久間川・元名川は、水位周知河川には指定をされていないため、水位や浸水想定の見直しは行っていないと千葉県から伺っております。

次に御質問の2点目の、「河川氾濫の中で特に人、住宅に影響を受けると想定される所はどんな所があるか」についてでございますが、1点目の質問にお答えしましたとおり、町内の河川は水位周知河川ではないことから、浸水想定区域の見直しは行っておりません。

なお、千葉県では県内の河川を、河川や地域の特性を考慮しつつ当面の整備目標として、主な河川において、概ね時間雨量50ミリメートルに対応できる河川の整備を進めていると伺っております。

鋸南町の河川の中で、保田川については、平成23年度に河口から高速道路の富津館山道路付近までの区域について、現況流下能力の調査を行っております。この調査では、30年に1度の大雨、時間雨量78ミリメートルを基準として検討をしたところ、保田川で発生する流量は、河口付近において、1秒当たり210立方メートルと推計されております。これに対し、保田川の各断面の流下能力は、概ねこれを上回っておりますが、流下能力の一番小さいJR鉄橋付近においても10年に1度の大雨、時間雨量で63ミリメートルを上回る178立方メートルの流下能力が確保されており、県内河川の中では流下能力は比較的高いものと位置付けられています。

佐久間川・元名川については、近年、洪水による大きな被害がないこと、また、河川は掘込河道となっており破堤する恐れがなく、一定の流下能力は確保しているものと聞いています。

次に御質問の3点目の、「2点目の箇所の災害防止のため、どのようなインフラ整備の取り組みをされているのか」についてでございますが、保田川については、2点目の質問にお答えしましたとおり、JR鉄橋付近において流下能力が小さくなっていることから、

地元からも護岸のかさ上げについて要望があるところでもあります。千葉県では、護岸のかさ上げが必要であるという認識はあり、地元の土木事務所から要望は行っているものの、県内の河川の状況と比較すると、一定の治水の安全性を判断する時間雨量 50 ミリメートル程度に対応できるところから、早急に事業化することは難しい状況と伺っております。

保田川・佐久間川を始めとした鋸南町の河川では、現在のところ維持・修繕工事により維持管理に努めており、堆積土の除去や護岸の補修として、過去 10 年間で、保田川で 9 件、事業費が 1,910 万円、佐久間川で 4 件、事業費は 1,360 万円を実施をしており、引き続き維持管理につきまして、千葉県に要望をしまっている方針であります。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

### ○議長（伊藤茂明）

緒方猛君、再質問ありますか。

はい、緒方猛君。

### ○3 番（緒方猛君）

ありがとうございました。

今いろいろ数字が出たりですね、ちょっと我々があのえー、聞き慣れない言葉等々が出ましたけれども、要はこういうことなのかなという具合に思って聞かせていただきました。

町内の河川はいずれもですね、県の水位周知河川となっていないと。だから水位の浸水想定の見直しは行ってない。氾濫にいたる予測雨量はわからない。流下能力は高い。どこも護岸の事業化は難しいと、といった答弁だったのかなという具合に、ひとまとめにまとめればね、考えられます。

まあ、あの、保田川の鉄橋の所が一番厳しいと、そこについてはある程度考えているけど、早急に予算化できて、事業化ができるということではないということも含めて、今みたいなことが、説明いただいた総論だったのかなという具合に思います。

そこでですね、私は県が想定を行う河川になっていないから、言わば自分たちのですね、川の氾濫測定をどの機関もしていない。自分たちもわからない。これではですね、実に私は心もとないという具合に思います。住民の安心安全を守ることが行政の最大のですね、大原則であろうと思うんですが、その気持ちが一体どこにいつちゃっているのか。県がやってくれないから我々わからないんだ。県がやってくれなくたって、氾濫する川のところに住んでいる町民はいっぱいいるわけです。大きな川で氾濫する人もいるかもわからない。だけど小さな川で氾濫する人もいるかもわからない。結果は同じです。一生の内に 1 回。10 年・30 年という話もありましたけれども、極端に言ったらですね、放射能の問題とか、竜巻の問題だとかありますけれども、あの被害を受けた人はですね、水害も含めて 70 代・80 代の人「俺は生まれて初めてだよ。こんなことになったのは」という具合に言われることが多くメディアに出てきますよね。だから人生の

間で1回でもこんなことが起きたらですね、10年に1回だから、30年に1回だからって良いもんじゃないんですよ。そこをもっと真剣に考えてもらいたい。

だから、県がそういう計算をしていない。対象になっていない。それは県は全部できないかもわかりません。できなかつたら、次はだれがやるんですか。それを聞きたい。

それから、住民のですね、安心安全に関してもですね、自分たちもわからない。これでは実に心もとないって言ったのは今のおりですね。じゃあ住民の安心安全を守るという行政の最大原則をもう1回なんて言いますかね、どうあるべきなのかと。県が言わないからやってくれない。そんなかになってないからいいのかということではないだろうということが私は言いたいんです。と、同時にそうであったら、その近くに住んでいる人は不安を覚えます。自分たちの身はですね、自分たちで守る立場から、結果でしかわからないのではなくて、必要な情報を住民に出せるようなですね、自らの努力をしていただきたい。予測できるようにすべきだと思いますが、どう思いますか。そんなに難しい話では私はないだろうと思います。

いかがでしょうか。

#### ○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間君。

#### ○地域振興課長（菊間幸一君）

河川の関係でございますので、水防法にですね、水防法の第3条において市町村はその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。水防法第9条においては水防管理者、町は随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時はただちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。この河川の関係、水防関係については、町の責任が水防法上うたわれているところでございます。

当然ですね、町のなんて言うんですかね、県の河川においては基本的には県の管理者、まあ管理者はですね、県でございますので、本来県が行うべきであろうと思っております。

県におきましては、この今言いましたとおり、県内においても22カ所についてですね、やはり測量とか全てやらなければいけないという河川がございます。その他に別の河川もということでもありますので、なかなか全部はできないので、それに対して準用するような形をとっているというふうに思われると思います。

ちなみに、鋸南町におきましては、この35年間で、50ミリ以上の雨が降ったのは5回ございます。昭和56年、一番大きいのは平成元年・2年・8年・16年というような形になっているところでございます。その他県の水防計画、でございますが、この中で危険箇所というような形で鋸南町におきましても、3カ所記載されております。

1つといたしましては、先ほど出ております、保田川のJ Rの付近。佐久間川におきましては、河川は海を見て決めますので、海を見ますと左岸側の河口部分。それと、あるいはもう1カ所は大門西の所等がですね、3カ所が危険箇所というようなことがされ

ておりますので、それらについては当然県の方に対応を先ほど言いましたとおり、要望をしているところでございます。

そのような形の中で、いままで過去5回50ミリ以上の雨が降っているということでございますので、今後もですね、その河川等に対して十分注意を図って、対応していきたいと考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問は。

はい、緒方猛君。

**○3番（緒方猛君）**

今のところ、再質問の一つではですね、県が査定するですね、河川に該当しないから、県がわからないと言ってますよと。だから私どももわからない。この考え方は私は改善をしていただきたいと、それが住民に対するサービスだという具合に思います。

これは次々にまたこれを議論していると、時間がなくなっちゃいますので、この件については、そういうことをぜひお願いしたいという具合に思っております。

再質問の2つ目ですが、保田川については平成23年に時間雨量78ミリで検討し、河口付近の流量がですね、210立法メートルパーセコンドで、保田川のどこもですね、流下能力の確認ができた。流下能力があるということができた。確保しているという、確保されているということができた。この話がですね、私も正直昨年1月に県からこの説明を受けております。その時に私はその場でですね、その会議の場で、この説明については納得できないということをおっしゃっていただきました。それはその時にだけ、地域振興課の方が議事録を書いていただきましたので、議事録は残っているという具合に思います。それはなぜ私がですね、そういうことを言ったのかということをお知らせしてもらいました。そのためにですね、今日お配りしている資料をちょっと御覧ください。

資料は山ほどあるんですけども、私の手元には必要ならいっぱいあります。ただ、最小限の資料にしてあります。2010年10月30日それから11年、11月1日の台風14号の時の水がどこまで来たのというのをですね、保田川の天王橋から権現橋までを私が調査した数字をここに書いてあります。

嘘も隠しありません。

で、この数字でですね、一番上の写真は権現橋と保田川のちょうど中央、この内側、もしおわかりだと、この辺だということがわかると思うんですが、この水の位置がですね、どこまでか、水が出ている時に測ることはできません。したがって、水が引いた後、浮遊物がどこまであったの、きたのということを見ながら、その高さを測定しております。で、後0.7メートルだけですね、余裕がありました。赤い印が、ここまで水が来ましたということをおっしゃっております。ちょっとそこで、書き足りなかったのはですね、0.7メートルまでの、ここまできましたというのは、川の川底、下の護岸の面、これから1.5メートルという高さがここまできましたという高さです。

で、頂上の道路のですね、面ってというのは、それからいくと護岸の面、川底から 2.2 メートルになります。したがって後 70 センチだけ残ったと、こういうことになります。これで果たして、どういう状態の時にこうなったのかということなんですね。

で、その右の方にですね、台風 14 号の時の雨量というのは書いてあります。2010 年の 10 月 30 日と、2010 年の 11 月 1 日、この二つを書いています。で、なぜ間の 31 日がないのかというと、右の方の台風 14 号の降水量というところで書いてありますが、10 月 31 日は 24 時間雨量はゼロでした。したがって書いていないんです。10 月 31 日はですね、3 ミリとか 2 ミリとか 6 ミリとかですね、そんなものでして、24 時間雨量は 64 ミリです。11 月 1 日は初めなかったんですが、4 時と 5 時に 24 ミリと 36.5 ミリ降っています。その後はほとんどゼロです。で、1 日合計すると 65 ミリということになるんですね。だから、1 日間が開いて、64 ミリと 54 ミリが 1 時間雨量では降ったと。で、初日の方はあまり大したことない。したがって、11 月 1 日だけで言うと、4 時と 5 時の間に 24 と 36.5 降ったと、これだけで後 70 センチまでのところまできちちゃっているんです。これはですね、川底がどういう状態であったかということは別な写真で実はあります。川底は時々さらってもらっていますけれども、そんなに舌でなめるようなですね、きれいな状態ではなかったと、こういうふうにありますけれども、結構、1 メートル 500 くらいの川底の滞留物があつたと、そういう時の数値です。で、この数字でですね、先ほど 78 ミリが大丈夫だったよということが本当に言えるんですか。僕はちょっとこれは疑問じゃないかと思うんです。だからその時の川底の状態がどうだったんですかっていう質問については県はこの時に答えてくれていません。だから僕はまったをかけたんです。

で、ついでに話をしますけれども、その下の写真の方はですね、もう色が変わっていますけれども、上の方がその裏の紙を見ていただくとわかるんですが、裏の紙の一番上、それは、2004 年の 10 月、この時期に私が横浜からこちらに来た翌年です。翌年に堂本さんや河川海岸課長さんや、館山の土木の事務所長さん、次長さん等々にお問い合わせしながらですね、初めは自然があつていいじゃないかと言われました。だけど来て見てくださいと、本当に自然があつて安全が担保するなら私はこんなこと言いません。という具合に言って、河川海岸課長さんって方が見に来てくれました。その結果、早急にここはやらなければいかんという具合に判断してくれて、翌年にやってくれました。この結果をですね、見た時に、町のある課長さんが、私になんて言ったかって「緒方さんこれはね、20 年間町にお願いしていてもできないことを、あんた 1 年でやりましたね」って言われました。それが一体どういうことなのか私はよくわからなかった。だけどその後、この関係を申し訳ないんですけれども、行政の、町の行政の方と対応をしているとですね、その課長さんが言われたことが、段々わかってくるようになりました。もうその先は言いません。

したがって、78 ミリまでは大丈夫なんだということについては大いに疑問があります。もしわかるとしたらですね、御回答いただきたいんですが、この 74 ミリが、流量と

ては、流下水量っていうんですかね、これで問題なかったよという時の川底の状態は一体どういう状態だったんでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長菊間幸一君。

**○地域振興課長（菊間幸一君）**

平成 23 年の時に流下能力の調査を行っております。その時調査を行うにあたっては当然断面等をですね、調査した中において、まあ、測量等を行った形でやっておりますので、それに基づいた数量計算がなされております。それに基づくと、先ほどから出ておりますとおり、保田橋においては、196 立方メートル、権現橋が 214 立方メートル等がありまして、ですので、183 ミリの平成元年の災害の時にも対応できた。ただし、JR 付近については、178 立方メートルですので、その部分が一番危ないというような数字が出ていると思います。その辺も全て測量の結果に基づいて出たというような形に我々は考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問は。

はい、緒方猛君。

**○3 番（緒方猛君）**

そうしますとね、今私が写真でちょっと説明しました、11 月 1 日にですね、時間雨量最高は 5 時が 36.5 ミリです。78 ミリの半分です。半分だけ後 70 センチしかありません。これ通るんですか。

お答えください。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長菊間幸一君。

**○地域振興課長（菊間幸一君）**

先ほど言いましたとおり、その流下能力がクリアしておりますので、大丈夫だという判断だと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問は。

はい、緒方猛君。

**○3 番（緒方猛君）**

クリアしているのはどういう川底だったのかっていうのはわからないんですよ。確認されたんですか。この 24 ミリだとか 35 ミリとかがっていうのはですね、正直言って消防署がなかなか出してくれなかったんですよ。やいのやいのって言って。だけど消防署さんね、このくらいのね、台風が来たんだからね、時間雨量くらい出してくれたっていいじゃないですか。相当ねばって貰った数字がこれなんです。その辺も非常に問題があると思うんですけれどもね。この数字が出たのはこれは消防署さんが出してくれたんだか

ら間違いないと思うんです。で、川底の、なにも手加減をしたわけではありません。この時の実態です。それで、川底から 1.5 メートル、35 ミリの水量できていますよ。後、40 ミリほどのね、雨量の追加水量があるんですか本当に。だから、78 ミリが通ったといっても、その時の川底の状態っていうのがどういうことかわからないから、私はこれは待って下さいと、この説明は了解するわけにはいきませんよという具合に言ったわけです。

そういう議事録になっているはずですよ。

もう 1 回回答ください。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長菊間幸一君。

**○地域振興課長（菊間幸一君）**

このところについては平成 24 年の 1 月 16 日にですね、先ほどのとおり、県の方が来て、説明をして、その時の中におきましても、当時の雨量、パラペットの状況からすると、今回の流下能力の計算をしており、当時堆積土砂の撤去などが行われていなかった平成 8 年と考えると、今回の調査は信頼に足るものであるという県の見解が出ていたと思います。それに対して緒方議員さんはおかしいんじゃないかということだと思いますので、この辺につきましては、もしそういうような状況等も考えられるということであれば、再度ですね、我々も県の方に確認はいたしますが、当時の状況として、このような説明がなされているところでございます。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問。

はい、緒方猛君。

**○3 番（緒方猛君）**

これは配布させてもらう資料になっていないんですけれども、1 枚これをお渡しします。川底はこういう具合になっちゃうんです。3 分の 1 くらいは詰まっちゃいます。そういう時にやるとね、すぐ溢れるという結果が出ると思うんです。だけどきれいにさらった時にやれば、十分な流下能力はありますよという結論になります。日々変わります。雨が降る度に変わります。だからこれが本当にね、これを承認していいのかどうかということについては、私は疑問だという具合に言っているんです。答えは出ないと思います。

十分な再確認をしていただきたいという具合に思います。

それでは次の 3 つ目の質問にいきます。

写真にありますようにですね、2004 年に護岸建設をしていただきました。当時この場所にはですね、写真がありますが土嚢がですね、へばってバラバラと並べているというのが実態でした。その時のですね、その時にですね、私は知事への手紙っていうのを 2 回書きました。それで河川海岸課長さんっていうのは来てくれました。それから当時の

次長さん、3代はですね、県の、課長のですね、権現橋からのさらなる延長、先ほど見せたと思いますが、これ60メートル、90センチで60メートル、一番ネックなところをやってくれたんですね、カーブの。

それから権現橋までこれを延長しますよという会議録に過去なっていると思います。この辺までの会議録は町長さんを含め担当課、それから県の方にも全て送っております。

で、こういうことだったんですが、これがなかなか実現しなかった。なんで実現しなかったのかっていうのは今の写真のですね、皆さんにお渡しした写真の裏を見てもらいたいと思います。天王橋から下の方の堰の所をですね、きれいに護岸を60メートル延ばしてくれました。これをさらに県は延長すると言ってくれました。予算もとってくれました。ところが、その先にですね、これは最近撮った写真なんですが、同じことです。護岸の先端がここまでしかないんです。その先がどうなっているかという、その下の様に桜の木がいっぱい植わっている。

ここでお尋ねしますけれども、要するに桜の木を切るのはしのび難い、桜の木を避けながらの工事、県はこの時に具体的に提案してくれました。こうやったらどうかと。ところが当時いた区長さんがですね、コンクリの色が嫌いだとかですね、なんだかんだっていう横やりを入れるもんだから、結局まとまりきれなかった。町はもう1回、来月会議をやりますといったのも、会議をやらないままになったと。だからもうとんずらしちゃっているわけです。そのうち両方の職員はどんどんどんどん変わっていく。正直言っています。そこに書いていますように、ここまでの資料は町長さんにも渡っていると思います。

そこでお尋ねしますが、この桜は河川敷であることには間違いありません。河川法の許可申請書をですね、きちんと出されているんでしょうか。まずお答えください。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長菊間幸一君。

**○地域振興課長（菊間幸一君）**

この河川につきましては、2級河川でございますので、桜の木、及びあじさいにつきまして、鋸南町から県の方に占用の申請を出して、許可をいただいているところでございます。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問。

はい、緒方猛君。

**○3番（緒方猛君）**

わかりました。

そこはしっかりやっているということがわかりました。

それではですね、その関係の次の話に進みますが、この法の下では、仮にですね、地権者の、この場合は地権者は県になると思いますね。県がそこに構造物をつくると言っ



た際にはですね、この桜の木、あるいは紫陽花はどういうことをすることが求められるんですか。

お答えください。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長菊間幸一君。

**○地域振興課長（菊間幸一君）**

占用の許可を出しますんで、占用において目的・場所あるいは行為の方法、どのくらいのを植えるとかですね、そういうものを申請しております。また、行為の期間についても出していますし、占用の面積等もですね、その中で記載しております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問。

はい、緒方猛君。

**○3番（緒方猛君）**

今のお話はもうわかったんですよ。

その前の答弁で。ただこの、河川法許可申請書という法律はね、仮になにかをつくる場合はそれは認めてくれます。私も経験があるから言っているんです。多摩川で。

しかし、地権者がそこに構造物をつくるよという場合にはですね、そこにあるものはどかさなくちゃいかんと。だから桜だったら切れとは言いません。桜をどかしてください、紫陽花をどかしてくださいということをやらないと、これ護岸が伸びていかないんですよ。その認識はあるんでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長菊間幸一君。

**○地域振興課長（菊間幸一君）**

その地域に対して、防波堤等をですね、地域の皆さん全員が賛同し、つくるということで、申請する場合において、当然その方法として、桜の木がある場合における撤去になるのか、県の方は今の段階において、桜の木があるんだけど、それなりの形で対応するのは可能です。というお答えをいただいているところですので、今後、例えばここにつくる場合においては、パラペット等つける場合には、当然道路の道幅等もですね、少し狭くなるような形になろうかと思しますので、あらゆる面を考えた中で対応をするという形になろうかと思えます。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問。

はい、緒方猛君。

**○3番（緒方猛君）**

今桜の木があることを前提で県がなんらかの考え方をするというお話がありましたですね。それは今の次長さんはそう言っているんですね。だから先ほど私が言った、安藤

さん、それから岩崎さん、それからトモリさんっていう次長が河本さんの元にいました。それで予算も付けてやると、やるよと。そんなに問題があるなら仮にやってみたらどうだ少し、というところまでいきました。だけど、当時の課長さんが、住民大会かなんかやって、住民の意見を十分聞いてから対応しますという具合に言われました。それはそれで結構だと思うんです。だけどその会議はやらないままで終わりです。

私はそういうこともあろうと思うから、私1人が言っているんじゃないですよということでここに約100名の方のですね、そういう具合にしてほしいと、そういう方がまくらを高くして寝られるということの署名をいただいております。

中には署名が嫌だっていう人がいました。その人はどういう人かって言うと、一人ひとり交渉したらみんなオーケーって言うに決まっているじゃないですか。反対の人が反対って言えないから、全員会議を開いてくれという人がいました。私は100歩ゆずってじゃあそれを開きましょうと、どこで開けばいいんですか。コミセンで開いてくれ。貴方の名前がいいんですか。そうじゃない、私の名前書け。私は通知書を書きました。それで彼の家に行って、どうぞ御自由に配っていついつやるという通知書にしているからそれやりましょうという具合に言いました。ところが彼はそれから1週間ほど経ってからですね私の家に謝りに来ました。あの会議はやらないでくれ。要するにその人の、賛同する人がいなかったということなんです。だから私は全員じゃないけれども、約100名の方にこの活動の護岸をね、やっていくということについての署名も貰っています。それは桜は切るか切らないかは別です。その時の次長は切らなくてもやっていけるって言ったんですよ。ところが変わりに変わって、前任の次長は切らなきゃだめだと。だけど、そこに仮に植えているものは、私も過去に経験があるんですが、だから言っているんですけれども、仮設にはですね、仮設のものしかつけれないはずなんです。

いざ大水が出るよ、水害があるよという時は即座にそれをどけなければならぬ。だから固定的なものはつけれないっていう大原則の筈なんです。木を植えちゃったら動かさないでしょう。ましてやここに構造物をつくるって言ったなら、これは県の指示に従うんだから、切れとは言いません。だけど、構造物がつくれるようにどけてあげなきゃいけないんです。それはできるんですか。

住民から了解はいただいております。

町が会議やらないから。

お答えください。

#### ○議長（伊藤茂明）

副町長川名吾一君。

#### ○副町長（川名吾一君）

今緒方議員の方からの一般質問、過去も含めて御質問等がありました。

しかしながら、町の管理ということでなく、県の管理ということは十二分に御承知のことと思います。そしてまた、県の方もですね、時の次長さんですか、の考え方もお話

されましたが、あいにく私の方はですね、その辺につきましては、伺っていませんので、ここではなんとも言えないんですが、直近の部分では先ほど町長の答弁あるいは担当します、菊間地域振興課長からの答弁、そういうものの調査をした結果が今ここにあるわけでございます。

それにつきましては、当然県が専門的な部分を含めて出した結果でございますので、町として、それを無視するとか、信用しないというわけにはいかないわけでございますので、それを踏まえて今後どうするかという、そういうまあ、御意見をいただき、町としても検討していくと、こういうことだと思います。

### ○議長（伊藤茂明）

再質問。

はい、緒方猛君。

### ○3番（緒方猛君）

今の副町長さんですね回答には、若干疑問があります。私が10年前からですね、あそこに来た時にですね、近くのおじさんにここは水が出たことがあるんだよと、大変なんだよという話を家を建ててから聞きました。じゃあ町にお願いしなきゃいけないんじゃないですか。町に頼んでもだめだよと、はっきり言います。じゃあどこですかっていうことで調べましたら、2級河川だっていうことがわかって、県だなということで県にこの依頼をですね、同様の依頼を知事の手紙っていうことで2回出しました。1カ月で回答が来ました。2回目はさっき言うように自然があって豊かで良いじゃないのという具合に河川海岸課長が言いましたけれども、貴方ここ住んでみてくださいと、安心して住めますかと言ったらちゃんと見に来て、そうじゃないなということであの護岸をつくってくれたんです。それ以降、先ほど言った次々の方の次長さんが同じ方向でやってくれました。取り分け岩崎次長は移動する時に木更津に行ったんですが私の家に来ました。緒方今度代わるけど、いままで緒方さんが書いてくれた議事録とか報告書だとかですね、全部揃えて次の次長に渡してあるから、県の方は体制はバッチリよと。だから町の意見をまとめて言ってきてくれと。それには対応するように言ってあるからということでしたんですが、その時から、初めは私の家で県の次長さんも来てですね、私の家で会議をやりました。区長さんも集まってもらい。町の課長さんも担当者も何人か来ました。そのうちですね、この席ができた段階で岩崎さんが、こんなのいつまでも緒方さんが事務局やっているのはおかしいよと。町がやんなさいと言って、町がその時に二つ返事で受けたんですよ。それからもうとんずらずっとしているんですよ。私はここではっきり言わせてもらいますけれども、いままでにこれがですね、一番最初は川名さんとかいう方が担当だったかと思います。役職はなにかしりません。それから何人代わったか知りませんが、1回と言えどもですね、異動する時に次の方にその仕事の申し送りはされておりません。私は確認しています。

今度は申し送りをしておいってくださいよと言っても結局されていなかったというのが

事実です。今副町長さんがこちらはかわっていないことだからと言いましたけれども、なんかの間違いじゃないですか。

**○議長（伊藤茂明）**

副町長川名吾一君。

**○副町長（川名吾一君）**

そういうことの中でですね、現在は23年度に調査をして、そういうことがある中で調査を県がしたということの中での県の方の判断ということになるわけですので、その部分につきましてはですね、町の方の担当の引き継ぎが悪いと言われれば、私にもここでははっきりとお答えはできないんですが、もしそうであればそれを是正していくということになるかと思えます。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、緒方猛君。

**○3番（緒方猛君）**

この件はですね、まああの、いつまでもぐずぐず言うなというようなこともあろうかと思いますが、ある段階ではですね、もうこの際ですから言いますけれども、町長さん、なかなか課からね、回答が来ないんだということで、町長さんにお話して、町長さんがですね、担当課長に言ってあるからという具合に言ってくれましたけれども、はっきり言って、2年間なんの音沙汰もなかったという時代もありました。補足しておきます。そういう状態で住民の要望をね、結果的に受けていると。なんか非常に情けないというか、私に力がないのか。歯がゆくてたまりませんという気持ちを持ちました。

でまあ、最後になりますけれども、後ちょっとですから。

私はですね、桜も紫陽花もそれなりの効果があるという具合に思っております。だから植栽には反対をしません。しかし、この場所のようにですね、十分なインフラ整備ができていないところに、かつ十分な長期的な検討がされていないまま、生きた木等をですね、植えたことは本来行うべき計画の履行が実行できなくなります。10年前にはやらなかったやれなかったお金もなかった。さっき言ったように土嚢がパラパラと置いてたと。これじゃ心配だからって言って、ちゃんと護岸ができた。それは時代が変わったからできたんです。そういう長期計画がですね、十分検討がされていないまま、こういうものを植えていって、さあそこに県の管轄だからやろうって言ったって、ちょっと待ってくれよと。私はもう既に地域の方から言われてます。緒方さん桜切るんだって。私は桜切るなんて1回も言ったことはありません。桜を上手に避けてやってほしいと。なんとかそれはできるんじゃないのということを盛んに交渉しています。

同時にだけその時の区長さんが残念ながらコンクリの色が嫌いだとかそんなことを言うもんだから、あるいは後からですね、当該課長にあの工事をやめてくれというのを送ったりもしています。ちゃんと情報も入っています。そういう横やりが入って、進むものが進まないというのが実態です。

だから、もう一つ尋ねたいのはですね、この場所に植えるということをしてですね、河川敷に植えますよということを、町民にこれは説明していますか。

どうなのでしょう。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長菊間幸一君。

**○地域振興課長（菊間幸一君）**

紫陽花につきましては、2年前にやりましたので、当然そのような形で周知した中で、県の占用の許可を取って対応させていただいていると思っております。

桜については、占用が今2回目ですので、十何年経っております。ですので、その当時からもう既に植えてあるものもあったと思いますので、その時にはたして住民に説明が十分届いているかどうかというのはですね、今ここではちょっとわかりませんので。ただ、県の方に占用の許可は取っているという形になっております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、緒方猛君。

**○3番（緒方猛君）**

私は嘘を言うつもりはありません。住んでから11年目です。

で、桜を植えたのは恐らくそれ以降だと思います。頼朝桜をですね。で、町民に取り分けあそこ辺りに住んでいる方にね、ここに、河川に桜を植えるよという話は一度も聞いたことはありません。もし、もしこれがね、逆の立場でやっていたとしたら貴方がたはどう思いますか。貴方がたが我々住んでいる側の立場だったら。植えるのが町民だという具合にしたら、説明もないのにね、オーケーをしますか。

どうですか。

**○議長（伊藤茂明）**

町長白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

緒方議員さんがあそこにお住まいになってから11年という話でありますけれども、確かにあの、河津桜についてはですね、あれは河川の許可を取って、県から許可を取って植えてあります。植えたのはですね、その当時は区民の皆さんが植えたわけですので、区民の皆さんも承知をして植えている筈であります。で、この護岸の件についてはですね、私も近所ですからよくわかるんですけども、平成元年の大雨の時はですね、確かに緒方議員おっしゃるように護岸が整備をされているところだけはある程度水が被った状況でありました。あそこはですね、保田川の護岸の中で一番低いところでありますから。あその所は農地になっていますんで、田んぼの方に多少水が回ったってことは記憶をしております。しかし、その延長線の方にはですね、浸水はしていない状況も私も確認しています。

ただし、この県の方の調査の中で、JRの鉄橋の所が一番流下能力が悪いというよう

な答えが出てくればですね、地域としてですね、一番弱い所を先にやっていただきたいというのがこれは普通の考え方であろうかと思えますし、先ほど来、その大きな桜の話になっていますけれども、これはもう過去に植えたものだと思います。当然県の方で工事をやるという話であれば移築をするなりですね、先ほどから緒方議員がおっしゃられるように、影響がないような形で護岸をやればいい話でありまして。ただし、その当時の私が記憶をしているところでありまして、緒方議員さんが個々に回ってですね、お回りになって署名をいただいたというような話の前にですね、前に、区の総会かなにかで、確か私も出席をさせていただいておりましたが、その話を緒方議員さんがされたわけがあります。その時にはですね、誰も同意って言いますかね。賛同がなかったわけでありまして、その後の署名活動をなされた結果だと思えますが、いずれにしてもですね、これは県の方でやるって言う話になれば、県の方でおやりになる話でありますから、どういう形かで、桜に影響が出るか出ないかわかりませんが、そういうことで、やっていただければいい話であります。で、また紫陽花についてはですね、すぐに移植ができるわけがありますから、その移植についてはやぶさかではないと思えますが、何度も言いますが、結果的に計測がしてあって一番弱いところがあるとすればですね、あるとすれば、弱い所から手をつけていただきたいというのがこれは私の立場であります。

過去にあの、J R鉄橋の周辺をですね、住宅が1軒あるわけですが、過去の大雨の時にも何回も浸水しておりますので、ただし、その当時は今のような護岸になっていませんので、今の護岸になってからですね、あそこはあまり浸水しない状況がございますので、先ほど菊間課長が答弁させていただきましたが、県の計算は間違っていないと、私はそう思っておりますので、その辺は御理解をさせていただきたいと思えます。

#### ○議長（伊藤茂明）

はい、緒方猛君。

残り時間2分30秒。

#### ○3番（緒方猛君）

今の町長さんの答弁にですね、私が理解できない話が1つ・2つあります。

私は区の総会で、この署名活動をしてくれということを皆の前で言った覚えはありません。個々に回ってやりました。だから反対者が出たりしました。それでさっきの言うようなことで、皆の会を持とうじゃないかと、じゃあ持ちますよって通知書書きましたけれども、あれはやめてくれと、反対者がいないからということになりました。

そこは訂正してください。

まだ話をしています。

それから県が桜の木を上手に避けて護岸をつくってくると、これは護岸をつくってくれるという保証はまだなにもありません。だけど一番初めの60メートルの護岸だっけつくってくれるっていう保証はなかったんですよ。一生懸命努力した結果、やっとあれだけやってくれたわけで。だからその延長線の努力をしなければ多分なにもやってくれ

ないんだと思います。だけど私はたかが70センチって言ったら、安全率の範囲じゃないですか。ゼロまでいっていいだろうという話はないと思うんですよ。だからもう、こんなもんが限界だという具合に私は思っているんですよ。精々もう20センチで50センチくらいかなという気持ちがありますけれども。

だから、そういうですね、桜の木を避けて、まあ、やるとしてですよ。避けてやることができればそれはそれに越したことはない。ただその時の区長さんがなんて言ったかと言うと、道幅は狭くしないでくれというようなことは言います。それがうまく逃げられればいいんですけども、なかなか難しい話じゃないかなという具合に思います。

だからそういう時の、将来そういうことがあるだろうということをね、想定しないで、ああいうところにね、次から次に、それは区の方が植えたかどうかわかりません。どれだけ責任があった人が植えているのかはわかりませんが、私は将来計画も含めてですね、ここにはこんなのがあって将来どかないんだという具合に思って植えたものじゃないという具合に確信を持っております。

再検討するところは再検討し、進めるところはぜひ進めていただきたいという具合に思います。

質問を終わります。

**○議長（伊藤茂明）**

町長白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

再検討すべきは再検討するというのは当然のことではありますが、先ほど今の緒方議員さんですね、町長さん考え違いしてますよという話のまあ、ことでありますけれども、私はですね、緒方議員さんが区の総会の中で署名をしてくださいということを行ったということじゃなくてですね、この護岸の話をされたんです。その時に署名の話はその後の話でありまして、その時に区の総会の席では、区民が賛同する人がいなかったということだけを、お伝えしたかったわけでありまして、その後の署名活動については、私は緒方議員さんが行ったということは承知をしております。

**○議長（伊藤茂明）**

もう質問時間は終了しました。

以上で、緒方猛君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。

再開は2時40分といたします。

…………… 休憩・午後 2時30分 ……………  
…………… 再開・午前 2時40分 ……………

◎一般質問

◎12番 三国幸次君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

三国幸次君の質問を許します。

12番 三国幸次君。

【ベルが鳴る】

○12番（三国幸次君）

私は、介護・医療・年金・保育の改革プログラム法案骨子について質問します。

安倍政権は8月21日、公的介護・医療・年金・保育の諸制度を大改悪していく手順を定めた「プログラム法案」の骨子を閣議決定しました。社会保障制度改革国民会議の最終報告書を受け、介護については2014年、医療については2014年と2015年に改悪法案を提出する日程を盛り込みました。

秋の臨時国会にこうした手順を明記したプログラム法案を提出する方針で、社会保障の全面的な改悪へ進む手順をあらかじめ定めるのは異例のことです。

法案骨子は、介護では、要支援者を保険給付から外す、一定以上の所得者の利用料を引き上げる、施設から要介護1・2の人を締め出す、などの改悪を列挙しており、2014年の通常国会に法案を提出し、2015年度を目途に実施するとしました。

医療については、70歳から74歳の患者負担、現在は1割ですが、それを2割への引き上げを2014年度にも実施する構えです。

また、2014年の通常国会に、医療費削減のため、病床の機能分化などの名目で病床数を抑制するシステムをつくりあげる法案を提出する方向を盛り込みました。

さらに、2015年の通常国会にも法案を提出し、国民健康保険の運営主体の都道府県への移行や、紹介状なしで大病院を外来診察・外来受診する際の患者負担増を行うとしていました。

年金をめぐっては、法案提出時期には言及しなかったものの、年金支給額を毎年減らすマクロ経済スライドの確実な実施や、公的年金等控除の縮小などによる課税強化について「検討を加え、必要な措置を講ずる」としました。

保育の分野では、公的責任を投げ捨てる新システムや株式会社の参入を促進する待機児童解消加速化プランの着実な実施をうたいました。新システムの実施は2015年4月を予定しています。

これらの改悪、負担増が実施されれば鋸南町の町民生活にも大きな影響を与えます。そこで6点質問します。

1点目、介護分野の改革の内容は。2点目、医療分野の改革の内容は。3点目、年金分野の改革の内容は。4点目、保育分野の改革の内容は。5点目、担当課長会議などで



説明を受けたものがあるかどうか。6点目、町としてどのような対応をしていくのか。

以上で一回目の質問を終わり、答弁を求めます。

### ○議長（伊藤茂明）

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和君 登壇]

### ○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

「介護・医療・年金・保育の改革プログラム法案骨子について」であります。本年8月の21日に閣議決定された「社会保障制度改革プログラム法案」の骨子につきましては、8月の6日に安倍総理大臣に提出をされた、政府の社会保障制度改革国民会議の報告書の内容を踏まえて、医療制度と介護保険制度を中心に、制度の見直しの目途など、いわゆる工程を示したものでございます。

政府は、この骨子を基にプログラム法案を取りまとめ、秋の臨時国会に提出をする方針となっておりますが、国・県など関係機関から、これらに関する事務文書の通知、説明会等の開催がなりませんので、新聞報道等から知り得た内容により御答弁をさせていただきます。

なお、御質問の5点目、「担当課長会議などで説明を受けたものがあるかどうか」につきましては、各分野に対する御質問に含め、答弁をさせていただきます。

御質問の1点目、「介護分野の改革の内容は」についてであります。主なものを申し上げますと、介護保険制度では、所得が低い高齢者の保険料を引き下げると同時に、一定以上の所得がある方には、現在1割となっている利用者負担を見直すとしております。

また、介護の必要度が比較的低い、介護保険の要支援のサービスにつきましては、市町村の事業に段階的に移行させる見直しを行うとして、いずれも来年の法案提出を目指し、平成27年度を目途に実施をするとしております。

一方、高齢化の進展に対応し、住み慣れた地域で医療・介護などのサービスを在宅で受けられるようにする地域包括ケアシステムを構築するため、病院ごとの役割分担や連携を進めるとして、来年の通常国会への法案の提出を目指し、平成29年度までを目途に措置を講ずるとしております。

次に御質問の2点目、「医療分野の改革の内容は」についてであります。医療制度では、現在、暫定的に1割となっている70歳から74歳の医療費の自己負担、いわゆる窓口の負担を2割にし、医療費の自己負担に上限額を設けている高額療養費の制度をより負担能力に応じたものに改め、さらに所得が高い方の保険料の上限を引き上げる等の見直しを、来年度から平成29年度までを目途に順次行おうとするものでございます。

また、国民健康保険の財政基盤を安定化させるため、市町村が行っている運営を、都道府県が担うことを基本とするなどとした法案の提出を目指し、平成29年度までを目途

に、都道府県に移行をしようとするものでございます。

御質問にあります「担当課長会議などの説明を受けたものがあるのか」につきまして、三国議員が昨年の6月議会で一般質問された、国民健康保険の広域化について、答弁をさせていただきましたとおり、平成24年5月7日に千葉県が開催をしました担当課長会議におきまして、国保の広域化の一步となる、財政運営の都道府県単位の推進として、市町村国保の都道府県単位の共同事業である保険財政共同安定化事業につきまして、平成27年度から全ての医療費に対象を拡大する説明がございました。

このことから、広域化を目指し、順次行う計画でありましたが、法案骨子の閣議決定により、都道府県への移行時期が具体化されてまいりました。

後期高齢者支援金に対する負担方法につきましては、被用者保険者間の負担の按分方法を、全面的に「総報酬割」を導入し、協会けんぽ・健保組合・共済組合等の保険料負担の平準化を図ろうとするものでございます。

その他、閣議の決定された主な内容につきましては、「国保と後期高齢者医療制度で低所得者の保険負担軽減」、「病床機能の情報を都道府県に報告する制度を早期に導入」、「その地域にふさわしいバランスのとれた医療機関ごとの医療の必要量を示す地域医療ビジョンを都道府県が策定」等を、平成26年度から29年度までを目途に順次、見直しを実施をし、法改正が必要な項目は、平成27年の通常国会におきまして、法案提出を目指すとのこととございます。

次に御質問の3点目、「年金分野の改革の内容は」についてであります。公的年金制度では、短時間労働者に対する厚生年金の適用範囲の拡大のほか、所得が高い人については年金給付を減らすことや年金課税の在り方の見直しをしようとするものでございます。

次に御質問の4点目、「保育分野の改革の内容は」についてであります。

社会保障制度改革国民会議の最終報告書には、「少子化対策分野の改革」という項目に記載をされております。

一口に申し上げますと、「すべての子どもたちが健やかに成長するため、出生前から乳幼児期、就学後まで一貫して切れ目のない良質な生育環境を保障し、社会保障と税の一体改革の中で、子育て支援財源を位置付けることによって、少子化から脱却を図っていく」という内容でございます。

要点の一つとしては、児童福祉法に基づく保育所、学校教育法に基づく幼稚園という従来からの二元化体制に対し、子育て世代の生活環境の変化や就労の多様化等により、認定こども園の充実など、地域の子育て支援施策の一層の推進が不可欠であること。

2つ目は、都市部での待機児童問題、地方における少子化問題など、従来型の幼児教育や保育環境の維持が困難な状況になっていることから、教育と福祉との連続性を担保する支援体制の構築が必要であること。

3つ目は、市町村を中心とした関係機関が連携することにより、妊娠・出産・子育てへの総合的な相談や支援が連続して行えるような拠点の設置・活用が必要であることな

ど、うたわれております。

なお、保育の関係につきましては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法案」が成立し、11月下旬、千葉県において、子ども・子育て関連3法説明会が開催され、国の担当者から平成27年4月施行までの想定イメージ等について説明を受けております。

詳細は追って示されるとのことでありましたが、その後具体的な指示、情報等は受けておりません。

今回閣議決定されたプログラム法案によって、直接影響を受ける部分はありませんが、子ども子育て関連三法の成立により、「子ども・子育て支援関連の制度・財源・給付の一元化」及び「内閣府が中心となった基礎自治体への重層的な支援制度」を内容とした新制度が既にスタートをしておりますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

最後の御質問の6点目、「町としてどのような対応をしていくのか」についてであります。8月の21日に社会保障制度改革プログラム法案骨子が閣議決定され、国・県の関係機関からの通知等は未だありませんが、町といたしましては、国や県の動向を注視し、今後制度改正等により、見直しの必要が生じた場合は、他の市町村とも連携を図りながら、速やかな対応を図ってまいりたいと考えております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問ありますか。

はい、三国幸次君。

#### ○12番（三国幸次君）

この改革プログラムはね、朝日新聞の記事ですけれども、これ、負担増への道筋という大きな見出しをつけています。このように改革の目的は国が財政負担を減らす、そして利用者負担や国民負担を増やすということを目的に改革プログラムがつけられていると。でも中を読むとね、あたりのいい言葉を使っているんですよ。

まず1点目の介護の関係です。

これが町の行政にも非常にかかわる問題がいくつも含まれております。介護は要支援それから要介護1・2、これらを介護保険から大幅に外そうという方向なんですね。要支援については、全て介護保険から外して、市町村の事業にすることなんです。これがどういうことなのか。これに対してですね、やはりこういう心配の声が出ています。要支援の認定を受けた人の多くは障害や病気を抱えながら介護保険のサービスを使ってなんとか在宅生活を送っています。受け皿とされる市町村事業は財政上の制約を受け、サービスに関する国の基準もなく、担い手はボランティアでも良いというものです。そこへ丸投げされたら在宅生活を維持できなくなります。こういう声が出ています。それから特養ホームから要介護1・2の入所者を切り捨てようとしていることも重大です。こういう疑問や懸念を示す声が出ています。そういう意味では、当然町としては疑問な

ところは県や国へね、ぜひとも声を挙げて行って、そういう困る人が出ないような方向にもって行ってほしい。それから町としても受け皿づくりの方に計画をもって取り組んでほしい。これ、鋸南町でやるとしたらかなり大変なことなんですね。介護認定者の中でかなり多くの部分を占めるんです要支援の方っていうのは。

今鋸南町では介護予防に力を入れております。それにプラスして要支援の方の授業をやらなければいけないということになりますので、ぜひとも早ければ来年度から具体化が出てくると思いますので、その辺の対応について、なにか検討しているか。あるいはその辺どうでしょう。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

現在要支援1の方が、認定を受けている方が34名、要支援2の認定を受けている方が66名、合計で100名の方がいらっしゃいます。その事務が段階的に市町村の事業に移行してくるというお話でございますが、まだ具体的な説明等はございません。

もしそうなってくると、もちろん職員も必要となると思われまして、必要な措置を講ずる必要があると思いますが、現在のところは具体的な説明会等もございませんので、今後国や県の動向等を注視していきたいと考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

三国幸次君、再質問。

三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

この中でね、答弁にもありましたけれども、地域包括ケアシステムというものを構築しろという内容なんですね。それもやっぱり含めて、動向を含めて検討をしていきたいという答えがありましたのでね、ぜひともこれ、来年度再来年度と順次実施されていく内容だと思いますので、情報を的確に掴んで適切な対応をしてほしい。

要望して、次の2点目の医療分野の方に移ります。

医療分野ではですね、これ病院にとっては大変な問題なんですね。私の1回目で言いましたように、病床の機能分化という、病院の大きさやシステムによって、社会保障制度の改革国民会議の最終報告の中に出ている急性期から亜急性期、亜ってというのは急性を過ぎたところの亜ですね、亜急性期。それから回復期まで患者が状態に見合った病床でその状態に相応しい医療が受けることができるようにと、これがどういうことを意味しているかと言うと、救急、緊急性の時には救急病院の施設の整ったところでやりますよ。それを過ぎたら、次の病床のある病院、施設に移りなさいよということなんですね。だから治っていなくても、その病床の機能を果たしたら次の機能の病床の医療施設に移りなさいと、今でも病院から短期間で退院を迫られている状況があります。これをさらに推し進めたシステムにしようとしているんですね。だから病院、これは病床っていう

言葉を使っていますけれども、別の言い方をすれば、病院ごとにランク分けされて、あなたのところの病院はこの程度の患者を受け付けていなさいというふうに、患者を次々に移動させていくというものを、システムをつくらうとしているんです。

これは、国にとって見れば、病床数を減らし、医療費を減らす方向になるかもしれませんが、しかし、患者にとってみれば大変なことですね。治ってもいないのに退院しろ、病院を変われということと同じなんですね。最終的にはその受け皿は市町村なんです。在宅医療できちっと面倒を見るシステムをつくりなさいっていうのがさっき答弁でありましたけれども、地域包括ケアシステムなんです。これは保育も医療も介護もね、含めた情報を市町村で掴んで、対応しなさいということなんですね。

このように中身とすればね、そういう対応を市町村に丸投げする方向が出されて、それに対する財源措置とかなんとかっていうのはなにも検討されていないで方向性だけ出されていると。こういう中身なんでね、町としても非常に大変大きな影響を受けることなんでね。やはり情報をよく見て、対応してほしい。

これは医療の関係は病院もモロに関係してきます。鋸南町では鋸南病院が関係すると思います。鋸南病院の病床数でじゃあ一体どのクラスになるのかと、こういうようなことも含めてぜひ検討して対応してほしいと思います。そういう意味でどうでしょう、その辺の検討は。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

高齢化の進展や、高度医療などの普及によりまして、医療費が年々増大が見込まれている中で、今回医療費削減のため、このような法案が検討されているようでございます。議員おっしゃるとおり、懸念する意見も多々あると思いますけれども、先ほども申し上げましたが、現在のところ情報がそれほどまわってきておりませんので、今後の情報に注視していきたいと考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

ぜひともその辺、後手後手にならないように対応してほしい。

次にですね、医療関係の中で国保に関することです。国保の財政の都道府県化については、一度一般質問しておりますので、これの再質問は終わりました、国保の中の後期高齢者支援金に関するところで、答弁の中でその負担割合、案分方法を、総報酬制にという答弁がありました。この総報酬制に変えるというのはどういうことなのか、わかる範囲でお答え願えますか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、税務住民課長福原傳夫君。

**○税務住民課長（福原博夫君）**

この総報酬割はということでございますが、まだこの件に関して、国・県からの事務通知あるいは説明を受けていませんので、社会保障制度改革国民会議の提出書に、報告書によればですね、現在後期高齢者支援金は3分の1を各被用者保険者の総報酬に応じた負担となっております。残りの支援金の3分の2は加入者に応じた加入者割となっておりますが、これを3分の1と同様にですね、保険の加入者の収入に応じた算定をするものではないかと思えます。

これははっきりと通知が来ていませんので、報告書等で見える限りではそのような内容でございましたので。

以上です。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

いままでは収入とか、財政規模によった案分と、それから1人当たりいくらという、均等割みたいな、別の言い方をすれば均等割みたいな制度の2本立てだったんですね、負担の仕方が。

それを全て報酬割にという方向だと思います。私も断定はできませんけれども、そういう方向だと思います。そうすると均等割部分が少なくなって所得水準に応じた案分という形になると、組合の中の所得の低い人たちの多い組合にとっては負担が減るんじゃないかな。そういう意味でいけば、鋸南町の国保はもしかしたら後期高齢者の負担割が減るんじゃないかなっていうことも想定ができます。これははっきりと断定はできませんけれども。

これは後期高齢者の市町村負担のところ私一般質問して、均等割の質問をしました。全体の均等割の割合は少なくともね、金額でいくと鋸南町はね、人口割・高齢者割と比べると均等割の部分が負担の45%以上、約半分を占めちゃうというような状況になりますよね。それと同じように協会けんぽ、けんぽ組合とか共済組合いろいろありますけれども、この均等割部分を減らして総報酬割にやるということは、そういう意味でいけば大きな収入の多い楽な組合は負担が多くなって、所得の低い人たちの多い組合は負担が少なくなるという方向だと思いますので、そういう意味でいけば、鋸南町は国保の高齢者負担にかかることなので、やはりこれも、具体化、動きをよく注視して対応してほしい。

どうでしょう。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、税務住民課長福原博夫君。

**○税務住民課長（福原博夫君）**

制度の改正等がございましたら、注視してですね、そのものをいち早く情報を得て対

応をしていきたいと考えています。

以上です。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

そのような改正とかなんとか話がありましたら、ぜひ、私にも知らせてほしい。  
要望します。

それから同じ答弁の中で、都道府県がね、その地域に相応しいバランスのとれた医療機関ごとの医療の必要量を示す、地域医療ビジョンをつくるという答弁がありました。これも都道府県なんかこのビジョンをつくる動きとか、そういうものをぜひ情報を掴んで知らせてほしい。こう思いますがどうでしょう。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

そのような情報があれば、速やかにまたお伝えしていきたいと考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

よろしくをお願いします。

それでは年金分野についてです。

年金分野は具体的な内容がなかったのでね、答弁もさらっと触れただけでした。でも、流れは大体もう見えているんですね。これまでの流れを継承している。要するに保険料負担を増やす方向、それから支給を減らす方向。これはもうはっきりしている。ただ具体的にいつ、どの程度というのがはっきりしていない。これ、年金については鋸南町の高齢者の、高い町ですのでね、多くの方が影響を受けます。ぜひともこれも情報をきちんと掴んで対応をしてほしい。どうでしょう。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、税務住民課長福原博夫君。

**○税務住民課長（福原博夫君）**

先ほどから言っていますけれども、情報がある程度入ってききましたら、速やかに対応するようにしたいと思っております。

大変申し訳ありません。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

次に保育分野について、移ります。

保育に関しては中身が特に大都市なんかを対象の改革になっています。鋸南町の現状でいきますと、例え保育基準が緩和されたとしても、影響は受けないと思います。

そういう意味でいきますと、答弁の中にあつた、出生前から乳幼児期、就学後まで一貫して切れ目のない良質な生育環境を保障するというような答弁がありました。

これもね、やはりこの保育のサービスを自治体がやりなさいよという流れなんですね。これはさっき介護でも言いましたけれども、要するに介護の含め、医療も保育も含めてね、市町村でその総合的な相談や支援をワンストップで行うような拠点の整備を図りなさいということなんです。これ一切やるとなると大変だと思います。そういう意味で含めて、その保育の関係について、この辺ぜひとも検討してほしいと思いますけれどもどうでしょう。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、教育課長前田義夫君。

**○教育課長（前田義夫君）**

この関連三法に伴いましての新制度、国では新システムという表現をされております。

このことについての内容は、幼保一体化をですね、いわゆる認定こども園を普及推進していくということが核となっております。内閣府が文部科学省、厚生労働省を主導して進めていくということでございまして、今後国の方針に沿いまして、それぞれの市町村が子ども、子育て支援施策を講じていくという状況になってまいります。特に国の財政支援等を受ける場合にはですね、あらかじめ子ども子育て支援法に基づきまして、市町村の支援事業計画というものをたてておく必要があるとされておりますので、今後鋸南町の幼保一元化計画というものもですね、国の制度方針に併せていくという必要が出てまいります。

いずれにしても、恒久財源を得て本格実施をするということでございまして、まだはっきりしていない部分があります。ただし、制度としてはすでにスタートしておりますので、その内容を十分検討してまいりたいと考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

今課長の方から、幼保一元化の話が出ました。

これ次の再質問で私が聞こうと思っていたことを先に答えてもらいました。

幼保一元化についてはね、どれにあたるのかという問題もあります。国では認定こども園というのをかなり強力にね、推進していますので、この認定こども園とも、幼保一元化っていう鋸南町の計画は該当するののかもね、ちょっとはつきりわかりませんのでね、その辺の法的に国のシステムの中のこの鋸南町の幼保一元化の施設がどのように該当してくるのか。それによってはその人員や、施設の規模だとか、条件づくりもしなきゃいけないと思いますのでね、ぜひともその辺、きちんと対応した上でこの幼保一



元化の施設づくり、予定、計画どおり、ぜひとも協力に進めてほしいと思いますがどうでしょう。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、教育課長前田義夫君。

**○教育課長（前田義夫君）**

町が計画しております、幼保一元化、国では幼保一体化、一元化、これはあの法制度の関係の表現の違いがございますけれども、十分内容を精査しまして、対応をしてみたいと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

最後になります。

最後の答弁で、国や県の動向を注視して、他の市町村とも連携を図りながらという答えがありました。

私、この中にですね、ぜひともその、問題点やなんかは積極的に発言していく、言っていくと。そして、その上でできるだけ具体的に町民にも知らせていくと。やっぱりこういう取り組みをしてほしいと思いますがどうでしょう。

**○議長（伊藤茂明）**

町長、白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

当然国の流れができつつあるわけでありますからある意味ではですね、平成の改革の流れだと思っております。これは平時の改革でありますから、非常に我々にとっては難しい部分もあるわけでありますが、三国議員がおっしゃられるようですね、情報を早めに把握をしながらですね、皆さんと意見共有と言うんですかね、問題の共有を図りながら進めていかなければならないと思いますので、よろしくお力添えを賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問。

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

ありがとうございました。

いずれにしても、町民生活にね、大きく関わる内容がいっぱいです。ですので、そういう後手にならないような対応をしてほしい。要望して質問を終わります。

**○議長（伊藤茂明）**

以上で、三国幸次君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をします。

再開は3時25分といたします。

…………… 休憩・午後 3時15分 ……………

…………… 再開・午後 3時25分 ……………

**◎一般質問**

**◎6番 黒川大司君**

**○議長（伊藤茂明）**

休憩を解いて会議を再開します。

黒川大司君の質問を許します。

6番 黒川大司君。

〔6番 黒川大司君 質問席に着席〕

【ベルが鳴る】

**○6番（黒川大司君）**

それでは、私の方から「町有地の活用について」質問させていただきます。

町が以前に、駐車場として国有地の払い下げを受けた土地の活用について質問します。

保田中央海岸の駐車場用地や、プールの跡地、また勝山竜島海岸のプールの跡地などの旧国有地については、払い下げ後数年が経過していますが、現在まで特に整備されているわけでもなく、払い下げを受けた当時のままとなっています。

現在、保田小跡地の利用として交流施設整備が計画されておりますが、これらの町有地の利活用については、どのような整備事業が計画されているか、具体的に伺います。

**○議長（伊藤茂明）**

黒川大司君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

**○町長（白石治和君）**

黒川大司議員の一般質問に答弁をいたします。

「町有地の活用について」でございますが、議員御質問の町有地につきまして、町が国から払い下げを受けた経緯などを交え、御答弁いたします。

国は、海岸線にある未利用国有地等に関しまして、売却の方針を定め、平成18年度に

町に対し購入の照会がありました。

この方針に伴い、払い下げ対象国有地は、財務局により柵が設置をされ、町民の皆様が使用していた駐車場は利用できなくなりました。

このような状況におきまして、区長会、また町の観光協会、町の商工会及び町民の皆様から、払い下げ対象国有地を町で取得をしていただきたい旨の要望が出されたところでございます。

これらの要望を受け、町では、平成 19 年度において、保田・元名・大六・竜島に所在する 10 筆、8,144.26 平米の対象地につきまして、国有地に関する利用計画等を作成した上で、財務省関東財務局千葉財務事務所と払い下げを前提とした協議を行いました。平成 20 年度には、駐車場及び公園の用に供することで、国有財産管理委託契約を締結をしたところであります。

その後、平成 22 年 1 月に対象地の一部、2,704.80 平米を国から購入し、また残りの対象地、5,409.39 平米につきましては、無償貸付の契約を締結をしたところでございます。

平成 22 年 6 月には、大六以外の対象地、駐車場の用に供する 5,060.56 平米につきまして、無償譲与申請を行い、国から譲与を受けたところであります。公園用地とした大六の対象地 348.83 平米につきましては、ベンチ 2 基、駐車スペース 6 台分を設置をし、公園としての利用を図ったところであります。

公園用地以外の土地につきましては、国から購入、譲与を受けるための前提として、駐車場としての整備計画を示し、千葉財務事務所との協議を済ませておりますので、一般公衆用の駐車場としての利活用を行ってまいります。

既に、当該土地につきましては、町道として認定しており、道路内の駐車場として位置付けられております。

御指摘のように、特段の整備は実施しておりませんが、今後も利用計画に沿った形で適正に管理してまいりたいと思います。

以上で、黒川大司議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

黒川大司君、再質問ありますか。

はい、黒川大司君。

#### ○6番（黒川大司君）

利用計画に沿った形で適正に管理するとの回答をいただきましたが、竜島地区の駐車場は未舗装のままで、区画線表示もありません。

現状的には、用地の中に砂が堆積して駐車スペースが狭められているようにも見えます。また、財務事務所が設置した侵入防止用の木柵も一部そのままの箇所もあり、利用に際して邪魔な部分や景観的にもあまり感じが良いとは言えない状況となっております。区画線表示がないためか、利用者が煩雑に駐車しているケースもあり、今後適切に管理していく上においても、舗装や区画線表示の整備は必要だと思いますがいかがでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長菊間幸一君。

**○地域振興課長（菊間幸一君）**

議員がおっしゃいますとおり、平成19年の10月ごろに国有地に柵が設置されました。町が買う意思表示をしたことによりまして、柵の撤去がなされましたが、一部についてはやはり入口の部分だけになっているところもございます。また、舗装についても未整備なところもございます。

今後の整備につきましては、有利な補助事業等を模索する中におきまして、駐車場の舗装、区画線等をですね、行っていきたくと考えますが、地域住民の皆様と管理の面におきましても今後相談させていただきながら、利用計画に沿った形で整備をしていきたくと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問、黒川大司君。

**○6番（黒川大司君）**

同様に、保田海岸の駐車場ですが、保田海岸は房州海水浴の発祥の地としてもとても広い海岸をもち、景観も素晴らしいことから、夏の海水浴シーズンは駐車場が満車になるほど利用されております。

しかしながら、この駐車場も一部が未舗装となっており、また元子どもプールの部分が手つかずの状態になっております。カイツカカイクキで囲まれた一種独立したスペースのようにもなっておりますが、既存の駐車場との一体利用を図る方が利便性も向上すると思われませんが、舗装や区画線表示の整備は必要と考えますがいかがでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長菊間幸一君。

**○地域振興課長（菊間幸一君）**

鋸南町の海岸線につきましては、風光明媚で素晴らしい景観地でございますので、先ほど、竜島の時、竜島の地区と同様ですね、圃場整備、圃場整備じゃございません。すいません。

舗装の整備や、区画線の表示等をですね、有利な補助金等を活用することによって進めていきたいと思っております。

また、子どもプールにつきましても、今一体として利用できない状況になっておりますので、これにつきましても、なんとか検討をさせていただきたいと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問は。

はい、黒川大司君。

**○6番（黒川大司君）**

北に鋸山を望み、南に浮島を望む、風光明媚な観光地の顔になる駐車場ですので、で

きるだけ早く整備していただけるように望みます。

また、大六の国有地については、公園として無償で貸し付けを受けているとのことですが、こちらも景観が素晴らしい場所なので、同様に整備と維持管理をお願いいたします。

次に保田小跡地の交流施設にも関連しますが、旧鋸南一中の駐車場は水仙や桜の時期には大勢の観光客の駐車場としても利活用が図られ、そこから交流施設へも集客ができる位置関係にもあります。町にとって重要な交流の拠点となります。やはりきちんと整備していただき、観光面からも利活用を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、町長は交流人口によるまちづくりを勧めていますので、旧鋸南一中跡地を整備し、駐車場用地として利用する考えがあるのか、ないのか。お伺いします。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、町長白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

現段階の交流人口の増という視点を持たずで、当然旧鋸南一中のところにですね、まあ、今でも駐車場として使っているわけですが、その時期だけ、そういう形での使い方というのはいくらでもっともっと広くですね、来客された皆さんに駐車場がごさいますよというような表現をさせていただいてもよろしいと思います。

ただ、先ほどの菊間課長の答弁の中で保田の中央海岸の所の駐車場についてでございますけれども、やはりあの、過去に何回かあそこで新車のコマーシャルのですね、映像を撮っていた経緯がありまして、それもコマーシャルがですね、全国紙の一面を飾ったこともございますので、あそこに果たして、海岸線の際の所にですね、ラインを引いた方が良いか悪いか。ある意味では情報の発信としても重要なことでありますので、我々の町の中で全国紙一面にですね、載るようなことはなかなかないわけですから、その辺は考えながらですね、整備をさせていただければなど、そんなことを思います。

特に情報の発信というのは我々が積極的に行うことも大事であります、他のメディアの皆さんがあそこの駐車場の所で撮影をしたものをですね、印刷物として配信をしていただけるといことも、これは大変重要なことでありますから、その辺は十分に勘案をしながらですね、整備をさせていただければと思います。

その視点もあるということをお伺いしたいと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

はい、黒川大司君。

**○6番（黒川大司君）**

駐車場として使い、そういうメディア関係にも使う、その辺はまあ、うまく協議しながらやっていただきたいと思います。

終わります。

**○議長（伊藤茂明）**

以上で、黒川大司君の質問を終了します。

**◎散会の宣言**

**○議長（伊藤茂明）**

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日9月5日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 3 時 3 9 分 ……………

平成25年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成25年9月5日・午前10時開会

日程第1	議案第1号	諸収入金督促及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案第2号	鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案第3号	鋸南町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第4号	平成25年度鋸南町一般会計補正予算(第2号)について
日程第5	議案第5号	平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
日程第6	議案第6号	平成25年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
日程第7	議案第7号	平成25年度鋸南町水道事業会計補正予算(第2号)について
日程第8	議案第8号	平成24年度決算認定について 1.平成24年度鋸南町一般会計歳入歳出決算 2.平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 3.平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 4.平成24年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第9	議案第9号	平成24年度決算認定について 1.平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計決算 2.平成24年度鋸南町水道事業会計決算
日程第10	報告第1号	平成24年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
日程第11	報告第2号	平成24年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(病院事業会計)
日程第12	報告第3号	平成24年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(水道事業会計)

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	渡 邊 信 廣 君	2 番	小 藤 田 一 幸 君
3 番	緒 方 猛 君	4 番	鈴 木 辰 也 君
5 番	手 塚 節 君	6 番	黒 川 大 司 君
7 番	伊 藤 茂 明 君	8 番	松 岡 直 行 君
9 番	笹 生 正 己 君	10 番	平 島 孝 一 郎 君
11 番	中 村 豊 君	12 番	三 国 幸 次 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和 君	副 町 長	川 名 吾 一 君
教 育 長	富 永 清 人 君	会 計 管 理 者	篠 原 一 成 君
総務企画課長	内 田 正 司 君	税務住民課長	福 原 傳 夫 君
保健福祉課長	渡 邊 昌 廣 君	地域振興課長	菊 間 幸 一 君
教 育 課 長	前 田 義 夫 君	水 道 課 長	近 江 義 仁 君
監 査 委 員	川 名 洋 司 君	総務管理室長	福 原 規 夫 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	増 田 光 俊	書 記	醍 醐 陽 子
---------	---------	-----	---------



…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（伊藤茂明）

皆さん、おはようございます。

議員各位には御苦労さまでございます。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

### ◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（伊藤茂明）

日程第 1 議案第 1 号「諸収入金督促及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

#### ○総務企画課長（内田正司君）

議案第 1 号「諸収入金督促及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明を申し上げます。

この条例改正は、改正する内容に関連があることから、4つの条例改正を一括で行うものでございます。改正する内容については、延滞金の割合等の特例に関する規定の制定でございます。

恐れ入ります。新旧対照表を御覧願います。

1つ目の「諸収入金督促及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例」でございますが、改正する内容につきまして、現行の延滞金の規定は第 3 条に規定されておりますが、この規定は年 14.6%の規定のみとなっております。この規定を税条

例等に準じて「納期限後1カ月の延滞金の割合を7.3%」とする規定を新たに追加しようとするものでございます。

附則の第4条は延滞金の割合の特例を新たに設ける附則の改正でございます。当分の間、現行で規定する延滞金、年14.6%の割合を、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするものでございます。

現在の、算出の例によりますと特例基準割合は2%ですので、14.6%の割合が9.3%の割合に引き下げられるものでございます。

また、納期限後1カ月の延滞金の割合7.3%につきましては、特例基準割合に年1%を加算した割合、現在の算出の例によりますと、7.3%が3%に引き下がるものでございます。特例の割合の附則についての規定を新たにもうけるものでございます。

2ページをお願いいたします。

2件目の「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例」でございますが、現行の延滞金の割合の特例につきましては、納期限後1カ月の割合7.3%を引き下げる規定のみが制定をされているところでございます。

これを、当分の間、年14.3%の割合については、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、また、納期限後1カ月の割合7.3%については、特例基準割合に年1%を加算した割合に引き下げようとするものでございます。

3ページ目の「鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、4ページの「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、鋸南町国民健康保険条例と同様の改正をしようとするものでございます。

なお、この条例は平成26年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第2 議案第2号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

[税務住民課長 福原傳夫君 登壇]

**○税務住民課長（福原傳夫君）**

議案第2号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に交付され同法による改正のうち、一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは、個人住民税の公的年金からの特別徴収の見直しと上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充について、でございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第34条の2「公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収」では、法令改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直しを行うものでございます。

第34条の5「年金所得に係る仮特別徴収税額等」につきましては、年間の徴収税額の平準化を図るため仮徴収税額を前年度分の年税額の2分の1相当額により、算定方式の見直しを行うものでございます。

附則第11条の3「上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例」では、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が、対象に追加されたことに伴う、所要の規定の整備をしようとするものでございます。

続いて、4ページをお願いします。

附則第12条「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」と、

次の附則第 12 条の 2 「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」は、地方税法の改正により、引用条文の整理を行うものでございます。

5 ページをお願いいたします。

附則第 13 条の 4 「寄付金税額控除における特例控除額の特例」では、規定の新設に併せて、引用条項を追加しようとするものでございます。

附則第 22 条の 2 「株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」では、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を、「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に、改組したことに伴う、所要の規定の整備をしようとするものでございます。

7 ページをお願いいたします。

附則第 22 条の 3 「特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」は、地方税法の規定の新設に併せ、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税の規定を新設するものでございます。

8 ページの附則第 22 条の 5 から、11 ページの附則第 27 条までは、地方税法の規定に併せて、削除するものでございます。

それでは、13 ページをお願いいたします。

附則第 28 条「先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例」は、条項の整理に伴い、附則第 27 条に規定を繰り上げ、引用条文の整理を行うものでございます。

14 ページをお願いいたします。

附則第 28 条の 2 「先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除」は、地方税法の規定に併せて、削除するものでございます。

恐れ入りますが 16 ページをお願いいたします。

附則第 28 条の 3 「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」は、条項の整理に伴い、附則第 28 条に規定を繰り上げ、地方税法の改正に併せて、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が、対象に追加されたことに伴う、所要の規定の整理を行うものでございます。

19 ページをお願いいたします。

附則第 28 条の 4 「保険料に係る個人の町民税の課税の特例」は、地方税法の規定に併せて、削除するものでございます。

最後に施行期日ですが、この条約は、失礼しました。

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行し、年金の特別徴収に関する規定は、平成 28 年 10 月 1 日から。上場株式等に係る規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第3 議案第3号「鋸南町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 前田義夫君。

〔教育課長 前田義夫君 登壇〕

**○教育課長（前田義夫君）**

議案第3号「鋸南町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

学童保育につきましては、現在、保田小学校の余裕教室、勝山小学校敷地内の旧勝山幼稚園園舎を利用し、2カ所で行っております。

平成26年4月1日、保田・勝山両小学校が統合をし、「鋸南小学校」となりますが、学童保育につきましても、小学校の統合に併せ町内1施設とし、勝山小学校の敷地内に、新たな学童保育所を位置付けることとなっております。

今後、学童保育所の統合に向けて、施設の名称、統合の場所及び統合の時期を明確にする必要がございますので、条例の一部改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第2条の関係でございますが、右側、現行の「保田学童保育所」及び「勝山学童保育所」の名称及び位置を示した表を、左側、改正後の表のとおり、名称を「鋸南学童保育所」、位置を「鋸南町下佐久間2,500番地」と改めようとするものでございます。

なお、この条例は統合の時期に併せ、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第4号の上程、説明**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第4 議案第4号「平成25年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

### ○総務企画課長（内田正司君）

議案第4号「平成25年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について」御説明を申し上げます。

今補正予算は歳入歳出それぞれ1億4,162万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億4,861万3,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

第1款の議会費でございますが、40万8,000円の減額となっております。職員給与費関係につきましての減額でございますが、給与減額措置及び当初予算編成後の人事異動等を反映いたしまして、各費目にわたりまして、人件費の調整をしております。

人件費の総額では、2,132万8,000円の減額をお願いをしております。

第2款総務費、第1項、第1目一般管理費でございます。

13節委託料から18節備品購入費まで合計が547万8,000円の予算をお願いしておりますが、LAWAN接続のための設備について、LGWAN接続ルータへの切り替えに係ります費用をお願いをしているものでございます。

第3目の財産管理費、13節の委託料、15節工事請負費でございますが、議員控室の空調改修工事につきましては工事が終わりました事業費が確定したことによりまして、設計費30万円、工事請負費35万円の減額をするものでございます。また、庁舎車庫及びポンプ室改修工事につきましては、設計委託費49万円、工事請負費2,020万6,000円をお願いをいたしました。建設後30年を経過し、老朽化により改修工事を行うものでございます。なお、財源といたしましては全額、地域の元気臨時交付金2,020万6,000円を充当して事業を実施するものでございます。

11ページをお願いいたします。

第4目企画費でございます。企画費におきましては、新たに県知事を発起人としていたしまして、新たに発足いたしました成田空港活用協議会会費として5万円をお願いをいたしました。発着容量、許認可ですね、30万回を超える成田空港のポテンシャルを千葉経済の活性化につなげるための協議会でございます。

第9目の都市交流施設整備事業では、設計委託費4,410万円をお願いをいたしました。

財源といたしましては、農山漁村活性化プロジェクト事業交付金1,682万3,000円、過疎債2,700万円を充当し事業を実施するものでございます。

第2目の徴税费でございます。賦課徴収費の13節委託料でございますが、口座振替伝送サービス導入に係ります予算95万6,000円をお願いしております。従前のフロッピーディスクから伝送サービスによる業務の切り替えに係ります費用でございます。23節の町税の還付金につきましては、法人税等の還付見込みの増等によりまして、170万円の

補正をお願いするものでございます。

12 ページをお願いいたします。

第3款、第1項、社会福祉費、第1目の社会福祉総務費でございます。28節の繰出金67万5,000円につきましては、国保会計に職員給与費分を繰り出しをするものでございます。

13 ページをお願いいたします。

4目老人福祉センター費でございます。これの財源内訳の欄でございますが、当初予算で温泉掘削事業につきましては、過疎債970万円を充当し事業を実施する予定でございましたが、地域の元気臨時交付金1,039万5,000円を充当し、事業を実施することとなったため、財源変更をお願いするものでございます。5目の介護保険費、28節の繰出金でございます。職員給与費の減額等によりまして39万4,000円の減額をするものでございます。

14 ページをお願いいたします。

第4款の衛生費、第1項、第3目環境衛生費でございます。19節の住宅用省エネルギー設備補助金78万円につきましては、補助対象メニューの増によりまして増額をお願いするものでございますが、全額県補助金での対応となります。

第5款農林水産業費、第1項、第3目農業振興費、19節でございます。有害獣被害防止対策事業補助金541万2,000円の減額につきましては当初県事業で実施する予定でございましたが、県の補助事業が廃止されたことにより、減額をするものでございます。有害獣対策事業は、町単独事業及び国庫補助事業に移行し実施されますが、県補助事業から国庫補助事業移行分といたしまして、鳥獣被害防止総合対策事業交付金488万8,000円をお願いするものでございます。

15 ページをお願いいたします。

第6款商工費、第1項、第3目観光費でございます。19節の観光地魅力アップ整備事業補助金126万円につきましては、勝山サッカーフィールド観光トイレ設置事業に対する補助金でございます。事業費の2分の1が県から補助されるものでございます。126万円全額県費でございますが、町を通じて、事業者に補助されるものでございます。

16 ページをお願いいたします。

第7款土木費、第2項、第3目道路新設改良費でございます。道路調査・設計委託料及び電柱移設補償金は事業費確定により減額をするものでございます。

第8款消防費でございます。防災行政無線維持管理事業につきましては、当初予算において過疎債1,490万円を充当しておりましたが、地域の元気交付金を充当し、事業を実施することになったことから、財源の変更をお願いするものでございます。

第9款教育費でございます。第1項教育総務費、第2目事務局費、18節でございます。理科教材備品購入費200万円につきましては、国の緊急経済対策といたしまして国庫補助金100万円を受け実施をするものでございます。小学校・中学校に各100万円ずつの



教材を購入するものでございます。

第2項小学校費、第1目学校管理費でございますが、財源の内訳の欄でございます。当初予算において、勝山小学校駐車場整備事業は一般財源で実施予定でございましたが、本事業につきましても地域の元気臨時交付金 5,429 万 6,000 円を充当し事業を実施することから財源の変更をお願いするものでございます。

17 ページをお願いいたします。

19 節の閉校記念事業補助金 480 万円につきましては、保田小学校閉校実行委員会へ 280 万円、勝山小学校閉校実行委員会へ 200 万円の補助をするものでございます。第3項の中学校費でございます。1目の学校管理費、7節の賃金につきましては放課後学習講師賃金といたしまして 29 万 8,000 円をお願いいたしました。学力向上のため、中学3年生を対象に放課後を利用した学習を実施するものでございます。10月から1月までの4カ月間、週3教科を元教員等の雇用により行うものでございます。11節の修繕料 70 万 8,000 円につきましては、消防設備修繕 40 万 8,000 円、浄化槽フロアの修繕 18 万 4,000 円等をお願いするものでございます。

18 ページをお願いいたします。

第5項社会教育費、第3目民族資料館費でございますが、8節報償費から11節需用費まで合計で 141 万 6,000 円につきましては歴史文化ガイドボランティア育成事業にかかる予算でございます。文部科学省の委託事業で3年間実施するものですが、国庫委託金 141 万 3,000 円の交付を受け、実施をするものでございます。

第6項の保健体育費でございます。第3目町民体育施設費、12節役務費 19 万 3,000 円につきましては、海洋センタープール改修工事に係る建築確認申請手数料でございます。7項の1目学校給食センター費、18節の備品購入費でございます。学校給食費徴収管理システム機器購入費といたしまして 45 万円をお願いいたしました。平成26年度から公金として給食費の徴収管理をすることから、予算をお願いするものでございます。

19 ページをお願いいたします。

第12款の諸支出金でございます。第1項の基金費でございますが、財政調整基金積立金 7,447 万 5,000 円につきましては、海洋センタープール改修事業が平成26年度に実施予定となっております。事業に充当いたします地域の元気臨時交付金を積立をするものでございます。

その他、豊かなまちづくり基金費へ 53 万 9,000 円、東日本大震災復興基金 100 万円、過疎地域自立促進特別事業基金へ 275 万円の積立をするものでございます。

8 ページをお開き願います。

歳入でございますが、国庫支出金及び県支出金については歳出の説明と併せて説明させていただきましたので、省かせていただきます。

第16款の寄付金でございますが、豊かなまちづくり寄付金といたしまして、47 万 8,000 円、7月31日までの現在の寄付金を計上させていただきました。

9 ページをお願いいたします。

第 17 款の繰入金でございますが、介護保険特別会計からの繰入金 387 万 8,000 円につきましては前年度精算分の繰入金でございます。第 2 項の基金繰入金でございますが、予算の調整後余剰となります 1 億 6,288 万 1,000 円を減額しようとするものでございます。今補正後の基金、年度末の基金残高の見込みは 8 億 4,212 万 9,000 円を予定をしているところでございます。

第 18 款の繰越金ですが、前年度の繰越金 7,893 万 3,000 円を計上いたしました。

第 19 款諸収入、3 項、4 目の過年度収入 301 万円につきましては 24 年度に実施いたしました公民館西側護岸に対します災害復旧事業の国庫負担金でございます。

第 20 款町債でございます。第 1 項、第 2 目、臨時財政対策債につきましては 68 万 6,000 円の減額となりますが、これは普通交付税の確定に伴い減額をするものでございます。3 目総務債は都市交流施設整備事業に 2,760 万円、第 4 目の老人福祉施設整備事業債及び 5 目の防災無線更新事業債は地域の元気臨時交付金に財源を振り替えたため減額となるものでございます。8 目の過疎地域自立促進特別事業債 1,940 万円につきましては当初予算に計上をいたしました都市交流施設整備事業に充当するための起債でございます。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正でございますが、変更に係るものにつきましては合計で 588 万 6,000 円の減額、新たに追加されたものは都市交流施設整備事業債 2,760 万円でございます。

20 ページをお願いいたします。

地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、右側の一番下の数値となります。今補正後の、平成 25 年度末の起債の残高見込みは 47 億 5,591 万 2,000 円となる見込みでございます。

続きまして 21 ページをお願いいたします。

21 ページから 26 ページまでは給与費明細書でございます。特別職及び一般職合計で、2,132 万 8,000 円の減額となるものでございます。後ほど御参照を願いたいと思います。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

以上で、議案第 4 号「平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算（第 2 号）について」の説明は終了しました。

### ◎議案第 5 号の上程、説明

#### ○議長（伊藤茂明）

日程第 5 議案第 5 号「平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」

について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

### ○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第5号「平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」御説明させていただきます。

恐れ入りますが、1ページを御覧下さい。

平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ67万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,907万8,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

第8款保健事業費、第3項特別総合保健事業費、第1目施設管理費の、第2節給料から第4節共済費は、職員に係る人件費67万5,000円の補正をお願いするものでございます。

補正の主な理由は、国保会計で予算を計上しております保健福祉課に在籍の管理栄養士の採用にあたり、当初は、新卒程度を予定しておりましたが、経験者を採用したことによる、給料等の増、及び減額率の改正等に伴う補正が主な理由でございます。

続きまして歳入について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第4節その他一般会計繰入金として、同額の67万5,000円をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（伊藤茂明）

以上で、議案第5号「平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」の説明は終了しました。

## ◎議案第6号の上程、説明

### ○議長（伊藤茂明）

日程第6 議案第6号「平成25年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

[保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇]

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

議案第6号「平成25年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

恐れ入ります。1ページをお開き願います。

「平成25年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出それぞれ2,081万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億2,011万6,000円にしようとするものでございます。今回の補正は、平成24年度の繰越金を清算し、介護給付費準備基金への積立て、及び事業費確定に伴う予算の措置をするものでございます。

それでは、歳出から御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

第4款基金積立金、第1目基金積立金720万5,000円は、前年度繰越金を清算した残りを、介護給付費準備基金へ積立てをしようとするものでございます。

第5款諸支出金、第3目償還金1,013万9,000円でございますが、前年度の介護給付費等の確定により清算するものでございます。内訳といたしまして、国へ456万8,000円、県へ205万円、社会保険診療報酬支払基金へ352万1,000円を償還しようとするものでございます。

その下、第1目一般会計繰出金387万9,000円でございますが、町一般会計へ、平成24年度分の介護給付費等の繰出金として清算しようとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第6款地域支援事業費は、給与減額支給措置の実施に伴う減額でございます。

続きまして歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第7款繰越金、第1目前年度繰越金2,121万2,000円につきましては、平成24年度の繰越金を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

以上で、議案第6号「平成25年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について」の説明は終了しました。

## ◎議案第7号の上程、説明

### ○議長（伊藤茂明）

日程第7 議案第7号「平成25年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

水道課長より議案の説明を求めます。

水道課長 近江義仁君。

[水道課長 近江義仁君 登壇]

### ○水道課長（近江義仁君）

議案第7号「平成25年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）」について、御説明いたします。

今、補正予算については、職員の給与改定・異動に基づく減額、また、水道事業を運営する上で、必要な機器の改修を行うため増額の補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。

実施計画により御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入については、今回、補正はございません。

支出では、第1款水道事業費を35万6,000円減額し、4億4,110万8,000円にしようとするものであります。

内訳であります。第1項営業費用について、給与改正や職員の異動に伴い給料等の調整を行い35万6,000円の減額をお願いするものであります。

次に資本的収入及び支出ですが、収入については、今回、補正はございません。

支出では、第1款資本的支出を48万1,000円増額し、1億6,741万6,000円にしようとするものであります。

内訳であります。第1項建設改良費、第3目浄水施設改修費で取水流量計器盤の改修費用として48万1,000円の増額をお願いするものであります。

3ページをお願いいたします。

資金計画でございますが、受け入れ資金については、今回、補正はございません。支払資金は、職員の人件費や機器の改修費用により12万5,000円が増額され、4億9,648万9,000円となり差引では、資金残高は2億627万9,000円となる見込みでございます。

4ページをお願いいたします。

給与費明細書であります。給与改定等に伴う人件費の状況であります。

5ページから7ページは、平成24年度、鋸南町水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表、8ページ・9ページは、平成25年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほど、御参照願います。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

以上で、議案第7号「平成25年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」の説明は終了しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時55分からといたします。

…………… 休憩・午前10時44分 ……………

…………… 再開・午前10時55分 ……………

**◎議案第8号の上程、説明**

**○議長（伊藤茂明）**

休憩を解いて会議を再開します。

日程第8 議案第8号「平成24年度決算認定について」

1. 平成24年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成24年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

を議題といたします。

**○議長（伊藤茂明）**

会計管理者から、平成24年度各会計の歳入歳出決算について、説明を求めます。

会計管理者 篠原一成君。

〔会計管理者 篠原一成君 登壇〕

**○会計管理者（篠原一成君）**

議案第8号「平成24年度決算認定について」御説明を申し上げます。

初めに、平成24年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、実質収支に関する調書を御覧下さい。

歳入総額は43億1,963万2,402円となり、前年度と比較し1.34%、5,699万700円の増となりました。

歳出総額は39億9,923万5,850円、前年度比2.2%、8,998万858円の減となりました。

歳入歳出差引額は、3億2,039万6,552円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が1億3,742万8,490円ございますので、実質収支額は1億8,296万8,062円となりました。

それでは決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

歳入で、第1款町税につきましては、収入済額7億6,816万2,074円でした。歳入決算額の17.78%を占めるものでございます。

前年度との比較では2,224万4,379円、2.81%の減となりました。徴収率は91.74%、前年度比で0.02%の減となったものでございます。不納欠損額は78件481万8,730円の不納欠損処分をいたしました。町税の収入未済額は6,435万9,230円で、現年度分1,647万8,863円、過年度分4,788万367円でございます。

第2款地方譲与税につきましては、収入済額3,666万8,050円。前年度比で260万9,997円、6.64%の減となりました。

第6款地方消費税交付金は、収入済額7,030万8,000円で前年度比352万円の減となりました。

第7款自動車取得税交付金は、収入済額1,038万6,000円で前年度比102万2,000円の減となりました。

第8款地方特例交付金は、収入済額190万8,000円で、前年度比1,078万3,000円の減となりました。

減額となりましたのは平成23年度までございました地方特例交付金550万6,000円と第2項減収補てん特例交付金が前年度比527万7,000円が減額となったことによるものでございます。

第9款地方交付税につきましては、歳入総額の46.26%を占めるものです。

収入済額は19億9,812万3,000円で、前年度比2,155万7,000円、1.07%の減となりました。

内訳といたしましては、普通交付税18億1,687万1,000円、特別交付税1億8,125万2,000円で、予算現額に対しまして9,781万3,000円の増となりました。

第11款分担金及び負担金につきましては、収入済額3,283万5,914円で、前年度比4.86%、167万6,244円の減となりました。

3ページ、4ページをお願いいたします。

第12款使用料及び手数料につきましては、収入済額6,207万6,983円で、前年度比148万7,162円、2.45%の増となりました。

第13款国庫支出金につきましては、収入済額3億1,659万7,037円で、前年度比3,682万8,467円、10.42%の減となりました。

第2項国庫補助金において予算現額と収入済額との比較で1億7,714万6,000円となっておりますが、これは勝山小学校管理特別教室棟改築事業などが繰り越しとなったことによるものでございます。

第14款県支出金につきましては、収入済額2億1,877万752円で、前年度比1,153万9,527円、5.01%の減となりました。同じく、予算現額と収入済額との比較において2,821万2,248円の減額となっておりますが、地域自主戦略交付金事業、保田漁港が繰り越し

となったことによるものが主な理由でございます。

第15款財産収入は、収入済額522万6,198円、前年度比で7万5,645円、1.43%の減となりました。

第17款繰入金は、収入済額2億122万9,277円で、前年比1億6,095万7,843円の増となりました。

教育施設等整備基金1億9,216万7,000円が繰り入れされたことが主な増額となった理由でございます。

第20款町債の収入済額は3億5,611万7,000円です。前年度と比較し1億281万円、40.59%の増となっております。

予算現額と収入済額との比較において2億980万円の減額となっておりますが、これは平成24年度繰越事業確定によるものと、平成25年度へ繰り越しになった事業によるものが主な内容でございます。

歳入合計につきましては、予算現額46億585万1,075円に対し、収入済額43億1,963万2,402円となり、予算現額に対する収入率は93.79%となりました。

続きまして歳出について、御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお願い申し上げます。

第1款議会費は、予算現額6,782万円に対し、支出済額は6,755万949円でした。前年度比で893万1,214円、11.68%の減となりました。主な理由は、平成23年度において議員年金制度改正に伴う議員共済会負担金があったことによるものでございます。

総務費は、予算現額6億6,448万3,000円に対し、支出済額は6億4,426万9,351円。前年度比で1,502万3,398円、2.39%の増となりました。増額となりましたのは、総務管理費で翌年度繰越額700万円となっておりますが、都市交流施設整備計画事業700万円を含み784万6,000円、徴税費でマイナスの46万6,000円、戸籍住民基本台帳費で195万円、選挙費で537万6,000円等によるものでございます。

続きまして、第3款民生費につきましては、予算現額9億2,993万3,000円に対し、支出済額は9億1,868万3,112円でございます。前年度比で98万1,351円、0.11%の増となったものでございます。

第4款衛生費は、予算現額4億719万3,000円に対し、支出済額4億16万4,182円で、前年度と比較し1,843万8,862円、4.4%の減となりました。亀田医療大学建設等事業費補助金891万4,000円の増がございましたが、予防費で351万円、保健福祉センター修繕268万円、病院会計繰出金691万3,000円の減により、保健衛生費では516万9,000円、清掃費では鋸南地区環境衛生組合分担金が1,307万4,000円減となったものが主な内容でございます。

第5款農林水産業費は予算現額2億240万5,000円に対し、支出済額1億6,657万8,310円でございます。前年度と比較し1億1,285万2,039円、40.39%の減となりました。減額の要因でございますが、平成23年度決算においては、水産業振興費において平成22



年度からの繰越事業等があり、その影響によるものでございます。農林水産業費における繰り越し 3,224 万 9,990 円は地域自主戦略交付金事業、保田漁港にかかるものでございます。

第 6 款商工費は予算現額 8,827 万円に対し、支出済額 8,616 万 4,766 円でした。前年度比で 1,759 万 6,305 円、16.96%の減となりました。減となりましたのは平成 23 年度において街路灯改修工事 1,782 万 9,000 円等が主な要因でございます。

第 7 款土木費は予算現額 2 億 827 万 3,075 円に対し、支出済額 1 億 855 万 7,152 円でございます。前年度比で 1,083 万 480 円、11.08%の増となりました。

増額の理由でございますが、国土調査費では 720 万円ほどの減となっておりますが、道路橋梁費で平成 23 年度からの繰越事業 486 万円と平成 24 年度町道 3015 号線の増額と平成 25 年度に繰り越しとなりました道路舗装修繕事業が主なものでございます。

第 8 款消防費は予算現額 6,698 万 3,000 円に対し、支出済額 6,294 万 7,072 円でございます。前年度比で 1,092 万 3,127 円、14.79%の減となりました。

減額の主な理由は、平成 23 年度において、東日本大震災で被害にあった消防団員への給付が増となったための総合事務組合負担金の増と本年度、防災行政無線固定系更新工事と防災備蓄品等の整備の減によるものでございます。

第 9 款教育費は予算現額 10 億 3,650 万 7,000 円に対し、支出済額 6 億 1,320 万 5,433 円でございます。

前年度比で 1 億 5,768 万 9,607 円、34.62%の増となりました。増額となりましたのは、勝山小学校管理特別教室棟建設事業で 2 億円あまりの増額がありましたが、平成 23 年度中央公民館空調設備、屋上改修工事があり、公民館費で 5,578 万円の減があったためでございます。

7 ページ、8 ページをお開き願います。

第 10 款災害復旧費は予算現額 6,096 万 8,000 円に対し、支出済額は 6,030 万 893 円でした。

主なものは平成 23 年度からの繰越事業で、道路災害復旧工事、町道 2140 号線で、4,498 万 9,358、失礼いたしました。4,498 万 9,350 円と道路災害復旧工事 952 万 3,500 円、保田漁港施設災害復旧工事 575 万 8,200 円でございます。

第 11 款公債費は、支出済額 6 億 8,108 万 8,630 円でした。前年度比 605 万 6,745 円、0.9%の増となりました。

支出の内訳は、町債償還元金は 5 億 6,285 万 158 円、町債償還利子につきましては 1 億 1,823 万 8,472 円でした。

第 12 款諸支出金は支出済額 1 億 8,972 万 6,000 円でございます。基金に積み立てたものでございます。

一番下歳出総額につきましては、予算減額 46 億 585 万 1,075 円で、執行率は 86.83%でございます。

翌年度繰越額は5億3,347万7,490円、不用額は7,313万7,735円で予算現額に対し1.59%の割合となりました。

歳入歳出差引額3億2,039万6,552円は次年度へ繰り越しとなります。

以上で、平成24年度一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

初めに、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思えます。

歳入総額は、13億2,553万3,813円。前年度比で681万6,418円、0.52%の増となりました。

歳出総額は12億7,137万1,002円、前年度比で184万3,158円、0.14%の減となりました。

歳入歳出差引額は5,416万2,811円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので実質収支額は同額となったものでございます。

それでは、国民健康保険特別会計決算書1ページ、2ページをお開き願います。

歳入のうち、第1款国民健康保険料の調定額3億3,570万2,791円に対し、収入済額は2億5,685万2,232円で行いました。前年度比で446万4,618円、1.71%の減となっております。

保険料の徴収率は、76.51%で、前年度比では0.5%の増となりました。

不納欠損額は39件分、572万4,350円の不納欠損処分をいたしました。

収入未済額は、7,312万6,209円で、前年度と比較し192万9,982円の減となっております。

第2款国庫支出金につきましては、予算現額2億7,990万3,000円に対し、収入済額は2億9,227万1,838円で行いました。前年度比で1,190万6,348円、4.25%の増となりました。主に、普通調整交付金の増額によるものでございます。

第3款療養給付費等交付金は、予算現額8,149万7,000円に対し、収入済額8,163万3,959円で、前年度比で1,688万6,500円、26.08%の増となりました。

第4款前期高齢者交付金は収入済額3億1,859万6,682円。前年度比で2,858万944円、8.23%の減となりました。

第5款県支出金につきましては、予算現額5,722万4,000円に対して、収入済額は7,020万5,630円で、前年度比で702万9,891円、11.13%の増となりました。主に特別調整交付金の増によるものでございます。

第6款共同事業交付金につきましては、収入済額1億2,200万9,575円で、前年度比では、398万3,777円、3.38%の増となりました。

第7款繰入金は、収入済額1億3,634万5,914円で、前年度比で4,086万9,290円、42.81%の増となっております。

一番下歳入合計は、予算現額12億9,334万8,000円に対し、収入済額は13億2,553

万 3,813 円となり、前年度比 0.52%の増。不納欠損額は 572 万 4,350 円、収入未済額は 7,312 万 6,209 円となりました。

3 ページ、4 ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

第 1 款総務費は、予算現額 1,253 万 3,000 円に対し、支出済額は 1,099 万 9,327 円で、前年度と比較し、84 万 4,727 円、7.13%の減となりました。

第 2 款保険給付費は総支出額の 66.20%を占めております。支出済額は 8 億 4,162 万 3,443 円で、前年度比で 2,102 万 3,501 円、2.56%の増となりました。これは第 1 項の療養諸費で 1,634 万 2,288 円増と第 2 項の高額療養費 493 万 2,064 円増となったことによるものでございます。

第 3 款後期高齢者支援金等の支出済額は 1 億 5,486 万 6,115 円となりました。前年度比 154 万 1,086 円、0.99%の減となりました。

第 6 款介護納付金の支出済額は 8,325 万 5,761 円で、前年度比 1,639 万 453 円、24.51%の増となりました。

第 7 款共同事業費拠出金は、支出済額 1 億 2,078 万 5,523 円で、前年度比で 1,007 万 1,501 円、7.7%の減となりました。

第 8 款保健事業費は支出済額 2,510 万 9,338 円で、前年度比で 531 万 126 円、17.46%の減となりました。

第 9 款基金積立金は 2,176 万 5,000 円。前年度比 2,034 万 9,000 円、48.32%の減となりました。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額 12 億 9,334 万 8,000 円に対し、支出済額は 12 億 7,137 万 1,002 円となりました。

予算執行率は 98.30%、不用額は 2,197 万 6,998 円となりました。

歳入歳出差引額は、5,416 万 2,811 円は次年度へ繰り越しとなります。

続きまして、平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに実質収支に関する調書を御覧下さい。

歳入総額は 1 億 450 万 572 円で、前年度比 100 万 4,636 円、0.95%の減となりました。歳出総額は 1 億 322 万 9,436 円で、前年度比 55 万 3,493 円、0.53%の減となりました。歳入歳出差引額は 127 万 1,136 円で、実質収支額も同額となったものでございます。

続きまして、決算書に基づき御説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計決算書の 1 ページ、2 ページをお願いします。

第 1 款後期高齢者医療保険料は、調定額 6,889 万 8,000 円に対し、収入済額 6,837 万 4,400 円、徴収率は 99.24%でした。歳入に占める割合は 65.43%でございます。

収入未済額は 52 万 3,600 円となっております。

第2款繰入金は収入済額 3,233 万 764 円でございます。一般会計からの保険基盤安定繰入金は 3,083 万 8,764 円となっています。

第3款繰越金は 172 万 2,279 円。第4款諸収入、収入済額 207 万 3,129 円。これは広域連合からの受託事業収入が主なものでございます。最下段の歳入合計で、収入済額は、1 億 450 万 572 円でございます。

3 ページ、4 ページをお願い申し上げます。

歳出について御説明申し上げます。

歳出の主たるものは、第2款の後期高齢者医療連合納付金で、支出済額は、9,975 万 4,000 円で、歳出の 96.63%を占めております。前年度比 5 万 6,000 円、0.06%の減となりました。

第3款保健事業費は、支出済額 140 万 8,843 円で、主たるものは検診事業委託料 113 万 1,426 円となっております。

第4款諸支出金は、支出済額 39 万 3,382 円。主な支出は一般会計繰出金 24 万 8,382 円となっております。

歳出合計では、支出済額 1 億 322 万 9,436 円、不用額は 62 万 2,564 円となりました。

歳入歳出差引額、127 万 1,136 円は次年度へ繰り越しするものでございます。

続きまして、平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計決算について御説明いたします。

初めに、実質収支に関する調書を御覧下さいませ。

歳入総額は、11 億 4,191 万 69 円で、前年度比 8,239 万 8,065 円、7.78%の増となりました。

歳出総額は、11 億 2,064 万 7,261 円で、前年度比 7,309 万 735 円、6.98%の増となりました。

歳入歳出差引額は、2,126 万 2,808 円でございます。

翌年度繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。

それでは、介護保険会計決算書の 1 ページ、2 ページをお開き下さい。

歳入の第1款保険料の調定額、1 億 9,211 万 1,413 円、収入済額は 1 億 8,585 万 1,500 円で、徴収率は 96.74%でございます。前年度比では 1,191 万 9,612 円、6.85%の増となったものでございます。

不納欠損額は、16 件分、56 万 3,600 円の不納欠損処分をいたしました。

収入未済額は、569 万 6,313 円となっております。

第3款国庫支出金は、収入済額 2 億 8,547 万 6,930 円でございます。前年度比で 2,559 万 2,980 円、9.85%の増となりました。

第4款支払基金交付金は、収入済額 3 億 2,105 万 4,926 円で、前年度比で 2,604 万 4,881 円、8.83%の増となりました。

第5款県支出金、収入済額 1 億 7,416 万 5,385 円で、前年度比で 2,264 万 4,910 円、14.95%の増となりました。

第6款繰入金は、収入済額1億6,274万5,000円。内訳は一般会計繰入金1億5,273万8,000円、介護給付費準備基金からの繰入金1,000万7,000円でございます。

歳入合計は、予算現額11億4,309万6,000円に対しまして、収入済額は11億4,191万69円となりました。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

歳出の主なものは、第2款保険給付費で会計の95%を占めております。

支出済額は10億6,461万8,970円で、前年度と比較し8,151万5,885円、8.29%の増となりました。

第4款基金積立金は、支出済額943万6,000円です。これは介護給付費準備基金に積立をさせていただいたものでございます。

第5款諸支出金は、支出済額714万6,103円で、前年度と比較し1,652万2,933円、69.81%の減となりました。主な理由は償還金1,290万6,679円の減によるものでございます。

第6款地域支援事業費は、支出済額2,817万8,727円で、101万9,493円の増となりました。

歳出合計は、予算現額11億4,309万6,000円に対しまして、支出済額は11億2,064万7,261円で、不用額は2,244万8,739円となりました。

歳入歳出差引額は2,126万2,808円となり、次年度へ繰り越しするものでございます。

以上、雑駁でございますが、平成24年度決算についての説明を終わります。

よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（伊藤茂明）

ただいま、説明のありました平成24年度決算につきましては、去る8月1日及び9日、監査委員による審査がなされておりますので、監査委員を代表して、川名洋司君より審査結果の報告を求めます。

監査委員 川名洋司君。

〔監査委員 川名洋司君 登壇〕

#### ○監査委員（川名洋司君）

〔平成24年度鋸南町歳入歳出決算審査意見書朗読〕

#### ○議長（伊藤茂明）

会計管理者からの説明並びに、監査委員からの審査結果についての報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号「平成24年度決算認定について」、1.平成24年度鋸南町一般会計歳入歳出決算、2.平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3.平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4.平成

24 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算、以上については全員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号「平成 24 年度決算認定について」は、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

**◎議案第 9 号の上程、説明**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 9 議案第 9 号「平成 24 年度決算認定について」

1. 平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
  2. 平成 24 年度鋸南町水道事業会計決算
- を議題といたします。

**○議長（伊藤茂明）**

初めに、平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、御説明申し上げます。

指定管理者制度を導入し 5 年目の決算となりました。

平成 24 年度の病院事業会計の収益につきましては、医業収益における診断書料等の文書料と、医業外収益においては、他会計負担金及び他会計補助金が主なものとなりました。

また、費用につきましては、医業費用におきまして、減価償却費及び指定管理者交付金、医業外費用におきましては、企業債利子の償還が主なものとなりました。

それでは、決算書の 1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、御説明いたします。

まず、収入においてであります。第 1 款病院事業収益では、予算額 2,195 万 1,000 円に対し、決算額 2,207 万 1,000 円となっております。

その内訳でございますが、第 1 項医業収益の決算額は、315 万円、第 2 項医業外収益で

は決算額 1,892 万 1,000 円となっております。

支出におきましては、第 1 款病院事業費用では予算額 4,931 万 3,000 円に対し、決算額は 4,848 万 4,597 円でございます。内訳ですが、第 1 項医業費用の決算額は、3,592 万 5,437 円、第 2 項医業外費用の決算額は 1,253 万 8,740 円、第 3 項特別損失の決算額は、2 万 420 円となりました。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、御説明申し上げます。

まず収入においてであります。第 1 款資本的収入では、予算額 1 億 1,497 万 7,000 円に対し、決算額も同額となりました。

平成 24 年度では、MR I 購入に伴い、第 1 項企業債で、補助金を除く、費用の 2 分の 1 を借入れ、第 2 項出資金で、一般会計より残り 2 分の 1 の繰り入れをいただき、第 3 項国庫補助金で、国保調整交付金の補助金をいただきました。

また、企業債元金償還に対する繰入金も一般会計から繰り入れをいただいております。

支出におきましては、第 1 款資本的支出の予算額 1 億 1,497 万 7,000 円に対し、決算額は 1 億 1,497 万 6,318 円となりました。第 1 項建設改良費は、MR I の購入費、第 2 項企業債は、企業債の元金償還額でございます。

なお、平成 24 年度末の企業債未償還残高は 10 件で、合計 2 億 8,556 万 3,610 円となっております。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

平成 24 年度における損益計算書、これは税抜きでございますが、御説明申し上げます。

1、医業収益の 300 万円でございますが、丸 1 「その他医業収益」における診断書料等の文書料による収益でございます。

2、医業費用でございますが、丸 1 の「経費」から丸 4 の「指定管理者交付金」まで、合わせて 3,578 万 230 円となりました。これによりまして、医業収支におきましては、医業収益から医業費用を差し引いた 3,278 万 230 円が損失として生じました。

3、医業外収益では、丸 1 の「他会計負担金」から丸 3 の「その他医業外収益」まで、合計で 1,887 万 3,381 円となり、丸 3 の「その他医業外収益」にあつては、指定管理者からの負担金が主なものでございます。

4、医業外費用については、丸 1 の「支払利息及び企業債取扱諸費」から丸 2 の「雑支出」で、1,253 万 8,740 円となりました。

5、特別損失につきましては、死亡等で時効となった過年度の外来未収金 4 件分を不納欠損処分したもので、2 万 420 円の損失となります。

結果的に、平成 24 年度は 2,646 万 6,009 円の純損失が生じ、平成 24 年度末の未処理欠損金は、10 億 7,186 万 1,755 円となりました。

4 ページは、剰余金計算書でございます。

資本に係る資本金・資本剰余金・利益剰余金それぞれについて、年度内の変動をお示

しするものでございます。

一番左の資本金につきましては、一般会計出資金の受け入れ及び企業債の償還により、年度末残高は16億5,915万2,291円となりました。

中央部分になりますが、資本剰余金は、MR I購入のため国庫補助金として、262万5,000円を受け入れました。

また、固定資産の資産減耗を行った結果、国庫補助金において、381万8,000円を、県補助金において、4,337万4,000円を処分いたしました。このため年度末の残高は、1億2,668万3,838円となっております。右側の利益剰余金につきましては、損益計算書で申し上げましたとおり、24年度末の未処理欠損金は、10億7,186万1,755円となり、24年度末の資本合計は、7億1,397万4,374円となったところでございます。

次に5ページは、欠損金処理計算書でございます。

本来であれば、減債基金等へ積立を行うところでございますが、未処理欠損金10億7,186万1,755円が生じているため、処分を行わず、翌年度へ繰り越すものでございます。

6ページから7ページは、24年度末の貸借対照表で、資産、負債及び資本の状況を表にしたものでございます。

資産合計と負債・資本合計は、7億1,497万4,374円となっております。

資産の部の、「2流動資産」のうち括弧1の現金預金ですが、年度末における現金保有額は、691万3,025円となりました。括弧2の未収金は、診療費個人負担分の未納額86万1,414円でございます。

8ページからは、決算書の添付書類でありますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で、平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計決算に関する説明を、終わります。

よろしく御審議の上、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

#### ○議長（伊藤茂明）

次に、平成24年度鋸南町水道事業会計決算について、水道課長より説明を求めます。

水道課長 近江義仁君。

[水道課長 近江義仁君 登壇]

#### ○水道課長（近江義仁君）

議案第9号決算認定の内、平成24年度「鋸南町水道事業会計決算について」、御説明いたします。

決算書添付書類の10ページをお願いいたします。

初めに、水道事業の概況について、御報告いたします。

給水状況につきましては、年間の給水量は、121万8,968立方メートルで前年度比8.1%の減となりました。また、南房総広域水道企業団からの受水量は41万2,461立方メートルで、給水量全体の33.8%となりました。

次に、建設工事であります。配水施設改良事業として、「元名地区・汐止橋地先の水



管橋改修工事、直径 250 ミリメートル、延長 41 メートル及び本郷上地区・配水管布設工事、直径 150 ミリメートル、延長 95 メートルを実施いたしました。

また、浄水施設改良工事として、浄水場送水ポンプ室内の配管改修工事を実施いたしました。

次に、業務の状況であります。有収水量は、98.、ごめんなさい。

98 万 1,050 立方メートルで、前年度比 2.2%の減となりました。

また、有収率は 80.5%で前年度比 4.9%の増となりました。

次に 1 ページをお願いいたします。

決算書であります。括弧 1 収益的収入及び支出の収入であります。第 1 款水道事業収益につきましては、予算額 4 億 4,926 万 3,000 円に対し、決算額は 4 億 5,144 万 8,519 円となりました。

内訳であります。第 1 項営業収益の決算額は、2 億 9,200 万 5,518 円で、前年度と比較して、2,263 万 9,621 円 7.2%の減となりました。これは水道料金の減額等、改定が大きな要因であります。

第 2 項営業外収益の決算額は、1 億 5,944 万 3,001 円となりました。

収入の主なものは、県補助金 7,803 万 5,000 円、一般会計補助金 8,072 万 8,000 円あります。

次に支出につきまして、御説明いたします。

第 1 款水道事業費は、予算額 4 億 4,560 万 4,000 円に対し、決算額は 4 億 2,908 万 3,097 円となりました。不用額は、1,652 万 903 円ありますが、薬品費・修繕費・路面復旧費・委託料等の減によるものであります。内訳であります。第 1 項営業費用の決算額は、3 億 6,822 万 892 円となりました。

支出の主なものは、南房総広域水道企業団への受水費・減価償却費・人件費・委託料・動力費等あります。

第 2 項営業外費用の決算額は、6,086 万 2,205 円となりました。支出の主なものは、企業債利息や消費税納付額であります。

次に、2 ページをお願いいたします。

括弧 2、資本的収入及び支出の収入であります。第 1 款資本的収入に、つきましては、予算額 2,612 万円に対し、決算額は 2,693 万 9,500 円となりました。

内訳であります。第 1 項分担金の決算額は、313 万 9,500 円で、新規の水道加入者 14 件の分担金であります。第 2 項企業債の決算額は、2,380 万円で、水管橋改修工事と配水管布設工事及び浄水場の配管改修工事に伴い借入れをしたものであります。

次に、支出につきまして、御説明いたします。

第 1 款資本的支出は、予算額 1 億 5,586 万 2,000 円に対し、決算額は 1 億 5,539 万 9,858 円となりました。

その内訳であります。水管橋改修工事及び配水管布設工事等による建設改良費 2,710

万 1,645 円並びに企業債償還金 1 億 2,829 万 8,213 円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額、1 億 2,846 万 358 円は、過年度分、損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、3 ページをお願いいたします。

損益計算書で、税抜きでございます。

1、上水道営業収益は、括弧 1 給水収益及び括弧 2 その他営業収益で 2 億 7,820 万 2,938 円となりました。

2、上水道営業費用は、括弧 1 原水及び浄水費から括弧 5 資産減耗費まで 3 億 5,959 万 1,764 円となり、営業収支では、8,138 万 8,826 円の損失が生じました。

3、営業外収益は、括弧 1 受取利息及び配当金から括弧 4 雑収益までで 1 億 5,941 万 2,991 円となりました。

4、営業外費用は、括弧 1 支払利息及び括弧 2 雑支出で 5,720 万 3,050 円となり、営業外収支では、1 億 220 万 9,941 円の利益がありました。これにより、当年度純利益は、2,082 万 1,115 円となりました。

次に、4 ページをお願いいたします。

剰余金計算書であります。当年度の動きのありました科目のみ御説明いたします。表の上段一番左、資本金の欄では、企業債の借入れ 2,380 万円と、企業債の償還、1 億 2,829 万 8,213 円を經理し、当年度末、残高は 26 億 7,588 万 2,896 円となりました。表の上段中央部分、資本剰余金の欄の資本剰余金合計は、分担金 299 万円を受け入れ、当年度末、残高は 18 億 7,501 万 3,044 円となりました。表の上段右側、利益剰余金の欄ですが当年度純利益 2,082 万 1,115 円を処理し、利益剰余金合計はマイナスの 1 億 6,114 万 3,779 円となり、24 年度末の資本合計は、43 億 8,975 万 2,161 円となりました。

5 ページをお願いいたします。

欠損金処理計算書につきましては、当年度末、未処理欠損金 2 億 702 万 1,201 円を翌年度に繰り越すものであります。

6 ページ・7 ページは、24 年度末の貸借対照表で、資産及び負債・資本の状況を表したもので、資産合計及び負債・資本合計は、それぞれ 44 億 1,374 万 7,586 円となりました。

9 ページ以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほど御覧いただきますよう、お願いいたします。

以上で、説明を終わりますが、よろしく御審議の上、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

#### ○議長（伊藤茂明）

ただいま、議題となっております、病院事業会計及び水道事業会計の平成 24 年度決算につきましては、去る 7 月 25 日に監査委員による審査がなされておりますので、監査委員を代表して、川名洋司君より審査結果の報告を求めます。

監査委員 川名洋司君。

[監査委員 川名洋司君 登壇]

**○監査委員（川名洋司君）**

[平成 24 年度企業会計決算審査意見書朗読]

**○議長（伊藤茂明）**

監査委員からの審査結果の報告が終わりました。

お謀りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 9 号「平成 24 年度決算認定について」

1. 平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成 24 年度鋸南町水道事業会計決算

について、決算審査特別委員会に付託の上審査いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（伊藤茂明）**

異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号「平成 24 年度決算認定について」は、全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、決算審査特別委員会を開催いたしますので、議員各位は委員会室へお集まり願いたいと思いをします。

…………… 休憩・午前 12 時 03 分 ……………

…………… 再開・午前 12 時 12 分 ……………

**○議長（伊藤茂明）**

休憩を解いて、会議を再開いたします。

先ほど、開催された決算審査特別委員会において、決算審査特別委員会委員長に 鈴木辰也君、同副委員長に 渡邊信廣君が選任されました。

ここで、暫時休憩します。

…………… 休憩・午前 12 時 12 分 ……………

…………… 再開・午前 12 時 13 分 ……………

## ○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて、会議を再開します。

お手元に議案付託表及び決算審査特別委員長からの委員会召集通知書並びに会期日程表を配布いたしました。

休会中の9月9日午前10時から、議案第8号「地方自治法第233条第3項に規定する、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の決算認定について」、及び9月10日午前10時から議案第9号「地方公営企業法第30条第4項に規定する、鋸南町病院会計、水道事業会計の決算認定について」、それぞれ決算審査特別委員会を開催し、議案審査をお願いいたします。

## ◎報告第1号の説明

### ○議長（伊藤茂明）

日程第10 報告第1号「平成24年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について」を議題といたします。

総務企画課長より報告を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

### ○総務企画課長（内田正司君）

報告第1号「平成24年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について」御説明申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、財政健全化法第3条第1項の規定により、さる8月9日に監査委員の審査をいただきましたので、ここに報告申し上げます。

表のように、健全化判断比率は4つの比率を算出いたしました。なお、早期健全化基準は右側に表示してございます。

初めに、実質赤字比率は、平成24年度一般会計歳入歳出決算の実質収支が赤字ではなかったため、該当なしとして、横棒表示といたしました。

次に、連結実質赤字比率は、平成24年度の一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算における実質収支額と平成24年度水道事業会計及び病院事業会計の決算における資金不足、または資金剰余額の合計は、赤字ではなかったため、該当なしとして、横棒表示といたしました。

次に、実質公債費比率であります。一般会計が負担した起債の償還元金及び利子、並びに一般会計が負担した企業会計、一部事務組合、土地改良区等の起債等借入金の償還元金及び利子の合計額が標準財政規模に対する比率の、過去3年間の平均は、20.6%であり、早期健全化基準の25.0%を下回りました。

最後に、将来負担比率でございますが、一般会計が将来負担すべき実質的な負債、つまり実質公債費比率の対象とされた企業会計等を含めた将来負担額合計の標準財政規模に対する比率は、127.5%であり、早期健全化基準の350%を下回りました。

以上で、財政健全化法に基づく健全化判断比率の報告を終了いたしますが、参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

**○議長（伊藤茂明）**

報告が終わりました。

**◎報告第2号の説明**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第11 報告第2号「平成24年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）」を議題といたします。

保健福祉課長より報告を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

報告第2号「平成24年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）」について、御説明いたします。

平成20年度から指定管理者制度の導入によりまして、経営改善に取り組んでまいりました結果、平成24年度におきましても、資金不足比率には該当いたしませんでした。

比率の算定にあたりましては、流動負債と算入地方債との合計から流動資産を差し引いて資金不足額の計算をいたしますが、黒字であったため資金不足とはならず、よって、平成24年度鋸南病院事業会計においては資金不足比率について、該当しないこととなりました。

参考資料として、監査委員の意見書を添付させていただきましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

**○議長（伊藤茂明）**

報告が終わりました。

## ◎報告第3号の説明

### ○議長（伊藤茂明）

日程第12 報告第3号「平成24年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）」を議題といたします。

水道課長より報告を求めます。

水道課長 近江義仁君。

〔水道課長 近江義仁君 登壇〕

### ○水道課長（近江義仁君）

報告第3号「平成24年度、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）」を御説明いたします。

資金不足比率の算定については、流動負債から流動資産を差し引き、計算をいたしますが、当会計は、資金不足とはなっておりませんので、平成24年度鋸南町水道事業会計については、該当しないこととなります。

以上で、財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

### ○議長（伊藤茂明）

報告が終わりました。

暫時休憩といたします。

…………… 休憩・午前12時22分 ……………

…………… 再開・午前12時23分 ……………

## ◎散会の宣言

### ○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

9月9日、9月10日午前10時から決算審査特別委員会をお願いいたします。最終日の9月13日は、午後2時から会議を開きたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

9月13日は、午後2時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。  
本日は、これにて散会いたします。  
大変御苦勞さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 前 1 2 時 2 4 分 ……………

平成25年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成25年9月13日 午後2時開議

- 日程第1 議案第4号 平成25年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第2 議案第5号 平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第6号 平成25年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第7号 平成25年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第8号 平成24年度決算認定について
1. 平成24年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
  2. 平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
  3. 平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
  4. 平成24年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第5 議案第9号 平成24年度決算認定について
1. 平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
  2. 平成24年度鋸南町水道事業会計決算

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 渡 邊 信 廣 君	2番 小 藤 田 一 幸 君
3番 緒 方 猛 君	4番 鈴 木 辰 也 君
5番 手 塚 節 君	6番 黒 川 大 司 君
7番 伊 藤 茂 明 君	8番 松 岡 直 行 君
9番 笹 生 正 己 君	10番 平 島 孝 一 郎 君
11番 中 村 豊 君	12番 三 国 幸 次 君

欠席議員（0名）



地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	君	副町長	川名	吾一	君
教	育	長	富永	清人	君	会計	管理	者
総	務	企	画	課	長	内	田	正
保	健	福	祉	課	長	渡	邊	昌
教	育	課	長	前	田	義	夫	君
監	査	委	員	川	名	洋	司	君
					税	務	住	民
					地	域	振	興
					水	道	課	長
					近	江	義	仁
					福	原	傳	夫
					菊	間	幸	一
					福	原	規	夫

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事	務	局	長	増	田	光	俊	書
								記
								醍
								醐
								陽
								子

…………… 開 議 ・ 午 後 2 時 0 0 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（伊藤茂明）

皆さん、こんにちは。

議員各位には御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程を、あらかじめお手元に配布しておきました。

### ◎議案第 4 号の質疑、討論、採決

#### ○議長（伊藤茂明）

日程第 1 議案第 4 号「平成 25 年度鋸南町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第5号の質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第2 議案第5号「平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第6号の質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第3 議案第6号「平成25年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第7号の質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第4 議案第7号「平成25年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

### ○議長（伊藤茂明）

日程第5 議案第8号「平成24年度決算認定について」

1. 平成24年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成24年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

についてを議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。

委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君。

〔決算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君 登壇〕

### ○決算審査特別委員会委員長（鈴木辰也君）

決算審査特別委員会に付託されました、議案第8号「平成24年度決算認定について」

1. 平成24年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成24年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果の報告をいたします。

本特別委員会は、9月9日、午前10時から、役場3階大会議室において委員出席のもと、開催いたしました。

審査にあたり、各委員から多くの質疑、意見等がありましたが、要約して各課ごとに御報告いたします。

最初に、平成24年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について、報告いたします。

総務企画課関係について、「鋸南町まちづくり支援事業補助金への申請件数は。また、採択件数が少ない状況への対応策は」との質疑に対し、「1件の応募で、1件の採択でした。対応策では、補助期間を2年から3年に延長しました。また、今年度は町報で追加の公募を行なっています」との答弁がありました。

「標準財政規模の推移と地方交付税の関係はどうか」との質疑に対し、「標準財政規模は、普通交付税プラス臨時財政対策債プラス標準税収入ですので、交付税の増減によって標準財政規模は増減することとなります」との答弁がありました。

「議会中継機器購入はどのような物品か」との質疑に対し、「議会のインターネット中継用に、カメラやパソコン等一式を購入したものです」との答弁がありました。

「非常用発電機のメンテナンスは、どのように行なうのか」との質疑に対し、「関東電気保安協会に委託し、手動による作業検査等を行なっています」との答弁がありました。

「東日本大震災復興基金積立金について、この基金を使わなければ返還することになるのか」との質疑に対し、「復興に関係しない事業に充当した場合は返還対象となる可能性があります。鋸南町では積み立てをしていますが事業に充当していませんので、返還の対象とはなりません」との答弁がありました。

「旧鋸南一中の教室棟の老朽化が進んでいるが、対策はどうか」との質疑に対し、「解体・撤去の方向で検討しており、財政面と相談しながら対応していきます」との答弁があり、「屋根に穴が開いているので、応急処置などの管理を行なっていただきたい」との意見がありました。

税務住民課関係について、「町民税の法人均等割が減額となったのは、どのような企業による影響か」との質疑に対し、「郵便関連企業が統合したためです」との答弁がありました。

「町税の収納率が若干下がっているが、現年度分の新規の滞納者が増えているのか」との質疑に対し、「滞納者は税全体では 535 人ですが、新規滞納者は増えておりません。新たな滞納者を増やさないため、全力で滞納整理を行なっています」との答弁がありました。

「収納率を上げるための、今後の取り組みは」との質疑に対し、「現年度分に関しては、国保や介護の担当部署と協力し、夜間電話催告や臨戸徴収を実施しています。また、副町長を本部長とした各管理職による滞納本部会議を年 2 回、さらに会計管理者を中心とした実務者会議の開催により、職員間で情報交換を行なっています。他に休日納税相談の開催や、財産調査による差し押さえ等を積極的行なっています」との答弁がありました。

「収納率は、同規模の自治体と比較すると、どうなのか」との質疑に対し、「同規模の団体との比較資料はありませんが、平成 24 年度は千葉県全体では 17 位でしたので、特段低いということはありません」との答弁がありました。

「滞納者の事情などは把握しているのか」との質疑に対し、「滞納者の収入状況や家族状況について、実態調査を行なっています」との答弁がありました。

「滞納した税金は、そのまま繰り越ししていくのか」との質疑に対し、「滞納は原則繰り越しをしていきますが、死亡や生活保護等の状況によっては不納欠損処理を行ないます」との答弁がありました。

「納税貯蓄組合により収納率の向上を図る考えはあるのか」との質疑に対し、「納税貯蓄組合廃止後、口座振替の推進や現年度分の徴収強化に取り組んでおり、現時点では納税貯蓄組合については検討しておりません」との答弁がありました。

保健福祉課関係について、「子宮頸がんワクチンの予防接種者は 142 人だが、全国では副作用が問題となっている。鋸南町ではどうか」との質疑に対し、「鋸南町では、副作用の発生はありませんでした」との答弁がありました。

「訪問看護ステーションでは、どのくらいの患者数を抱えているのか」との質疑に対

し、「訪問実績として、日数は246日間で述べ利用者数1,415人、内訳は介護保険分1,123名、医療保険分292名でした。また、ケアマネージャーの計画作成実績は257件でした」との答弁がありました。

地域振興課関係について、「24年度末には、区からの道路補修等の要望箇所は何箇所あるのか」との質疑に対し、「24年度末には133件の要望が残っています。23年度末には125件でしたので多少増えていますが、工事の規模・内容・土地問題等により処理できないものが累積しているためです」との答弁がありました。

「3月補正予算に計上され、繰り越し事業となっている町道の舗装補修事業の進捗状況は」との質疑に対し、「現在路面の調査委託中で、その結果に基づいて設計等を行なっています」との答弁がありました。

「佐久間ダム公園使用料の内容は」との質疑に対し、「土地使用料として、キャンプ用テントが2万2,000円、露店販売が4万7,760円、直売所が2万5,404円でした」との答弁がありました。

「通年を通して佐久間ダムに観光客を呼び込むような、方策は」との質疑に対し、「佐久間ダム観光生産管理組合では、生産品や特産品を販売する施設を作りたいとの意向がありますが、適切な補助事業が見つからない現状です。今のところは夏季期間にバーベキュー等のメニューを増やして誘客を図ればと考えています」との答弁がありました。

「観光案内所が各駅に2カ所あり、さらに道の駅案内所もあるが、今後これらの改革を検討しているか」との質疑に対し、「駅の2カ所の観光案内所については観光協会が運営していますので、今後検討して対応していきます。また道の駅観光案内所については、情報発信として重要ですので、今後も続けていきます」との答弁がありました。

「道路補修については、区からの要望書での申請以外に、担当職員の巡回なども行なっているのか」との質疑に対し、「専属の土木職員が悪天候時には巡回し、簡易な修繕は迅速に対応しています」との答弁がありました。

「有害鳥獣対策協議会委託について、24年度は100頭以上の報奨金が25年度に繰り越しされている。早めに予算での対応を行なうことができないか」との質疑に対し、「有害鳥獣の捕獲見込みを立てるのは困難ですが、駆除員の方々と連絡を密にし、情報収集に努め当初予算に反映できるものは反映していきます」との答弁がありました。

「中小企業経営改善資金利子補給の件数と金額について、震災の影響による資金繰りの変動はあったのか」との質疑に対し、「震災に影響がある保証制度のものは、23年度に15件、24年度に2件ありました」との答弁がありました。

「利子補給の件数は、増える傾向にあるのかどうか」との質疑に対し、「24年度には51件の申請があり、横ばいの傾向です」との答弁がありました。

「不法投棄の家電処理については、監視員からの報告で処理を行なったものか」との質疑に対し、「監視員からの報告だけでなく、職員が発見したり、通報を受けて職員が処理しているものもあります」との答弁がありました。

「不法投棄されたテレビは、製造番号等により投棄した者の調査を行なっているのか。また、罰金を徴収した事例があるのか」との質疑に対し、「以前、ゴミの不法投棄について、追跡調査を行なったケースはありました。また、罰金を徴収した事例はありません」との答弁がありました。

「森林組合等で山林の清掃や植林をしてもらえる事業があると聞いたが、そのような事業があるなら、町民に対して積極的に取り入れていくべきでは」との質疑に対し、「森林組合の事業について、詳しい内容は把握していませんが、国や県においても山林の維持管理を目的とした補助事業を行なっています。今後それらについて調査し、有効な事業があれば取り入れたいと考えます」との答弁がありました。

教育委員会関係について、「勝山小学校のエレベーターや太陽光発電設備の保守点検委託について、サービス期間のようなものはないのか」との質疑に対し、「1年間の保証期間が過ぎたため、平成24年度は保守点検を行ないました」との答弁がありました。

「売電収入が11万5,224円とあるが、太陽光発電の成果はどれくらいあるか」との質疑に対し、「太陽光発電設備の設置は平成22年度で、平成21年度の電気使用量は約6万3,000キロワットでしたが、平成23年度は約4万3,000キロワットとなり、概ね2万キロワットの減となりました。この減は太陽光発電からのもので、余った電力、概ね4,800キロワットを売電しました」との答弁がありました。

「学童保育料滞納分2万3,600円は何人分か。また、他にも滞納金があるのか」との質疑に対し、「滞納者1名分です。また、決算において7万9,000円の滞納がありますが、現在6万9,000円納付されています。引き続き収納に努めます」との答弁がありました。

以上のような審査経過の後、「平成24年度一般会計決算の認定について」採決をしたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑の概要を報告いたします。

「特定健診機器保守委託料は、どのような機器の保守なのか」との質疑に対し、「国保連合会のデータを利用した、町の検診データ用システム機器の保守委託です」との答弁がありました。

「特定健診の受診率は目標の65%に対して24.7%と低い結果であったが、どのような対策を考えているのか」との質疑に対し、「受診率向上対策として、23年度は電話・手紙による受診勧奨、24年度は手紙による受診勧奨を実施しました。本年度も手紙による受診勧奨を予定しています」との答弁がありました。

「近隣3市の受診率はどうか」との質疑に対し、「23年度の結果になりますが、南房総市39.4%、館山市29.1%、鴨川市27.5%でした」との答弁がありました。

「検診後の精密検査の案内で、鋸南病院でできる検査項目については、鋸南病院の利用を勧めてはどうか」との質疑に対し、「結果の説明と併せて、鋸南病院でも精密検査が可能であることを説明いたします」との答弁があり、「東京のある区では、糖尿病の患者



に対し、病院での受診を勧めるのではなく、その前の段階で看護師が相談業務を行っており、大幅な医療費の削減になったとテレビで紹介されていた。町としても色々な工夫で医療費の削減に努力してほしい」との要望がありました。

この他特段の質疑はなく、「平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、「平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、「平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」採決をいたしましたところ、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」採決をいたしましたところ、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 8 号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

#### ○議長（伊藤茂明）

ただいま、決算審査特別委員会での審査結果は、平成 24 年度一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計、それぞれ 4 会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定可決との報告であります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会は全員で構成されておりますので質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

初めに平成 24 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 24 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定

することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成24年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

**◎議案第 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 6 議案第 9 号「平成 24 年度決算認定について」

1. 平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成 24 年度鋸南町水道事業会計決算

についてを議題といたします。

本案につきましても、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、特別委員会委員長から、審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君。

〔決算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君 登壇〕

**○決算審査特別委員会委員長（鈴木辰也君）**

決算審査特別委員会に付託されました、議案第 9 号「平成 24 年度決算認定について」

1. 平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成 24 年度鋸南町水道事業会計決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果を要約して報告いたします。

初めに、「平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について」質疑の概要を報告いたします。

「旧MRIの利用者が1日に約1.5人ということだったが、新しいMRIの利用率はどうか」との質疑に対し、「新しいMRIでは、2月18日から9月7日までの期間で、延べ372件、1日平均では約2.7人で、利用者が増加しました」との答弁がありました。

「鋸南病院の外来の診療科目は、以前と比べて増えているか」との質疑に対し、「外科と内科と眼科の3科で、以前と変わりありません」との答弁がありました。

「整形外科など、他の診療科目の導入を検討してほしい」との要望がありました。

この他特段の質疑はなく、以上のような審査経過の後、「平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について」採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、「平成 24 年度鋸南町水道事業会計決算の認定について」質疑の概要を報告いたします。

「橋梁など鉄筋コンクリートの構造物は、耐用年数が 50 から 60 年と言われているが、ダムの耐用年数はどれくらいか」との質疑に対し、「耐用年数は 60 年です」との答弁がありました。

「改修計画は検討しているか」との質疑に対し、「財政的な面も踏まえ、今後検討を行なっていきます」との答弁がありました。

「大黒山にある配水池は、使用されず 10 年位放置されているが、大丈夫なのか」との質疑に対し、「町 3 区に管理を委託し、安全確認をお願いしています」との答弁がありました。

「漏水調査が毎年行なわれているが、発見された漏水箇所は、全て年度内に工事が行なわれているのか」との質疑に対し、「漏水箇所の報告を受けますと、すぐに工務の職員が対応し修理を行ない、年度内で完了させております」との答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、以上のような審査経過の後、「平成 24 年度鋸南町水道事業会計決算の認定について」採決をいたしましたところ、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 9 号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

#### ○議長（伊藤茂明）

ただいま、決算審査特別委員会での審査結果は、平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計及び鋸南町水道事業会計の決算について、原案のとおり認定可決との報告であります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会は、全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

初めに、平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定

することに賛成する諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成24年度鋸南町水道事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成24年度鋸南町水道事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

**◎閉会の宣言**

**○議長（伊藤茂明）**

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成25年第4回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでございました。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午後 2 時 3 6 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

平成25年10月31日

議 会 議 長            伊 藤 茂 明

署 名 議 員            鈴 木 辰 也

署 名 議 員            手 塚 節